

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年 1 月13日
【計算期間】	第 5 特定期間 (自 平成21年 4 月14日 至 平成21年10月13日)
【ファンド名】	グローバル・カレンシー・ファンド（毎月決算型）
【発行者名】	日興アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 ビリー・ウェード・ワイルダー
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号
【事務連絡者氏名】	犬伏 貴民
【連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号
【電話番号】	03-6447-6147
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

投資信託証券に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行います。

ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
追加型投信	内 外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル (除く日本)	ファミリーファンド	あり ()
	年 2 回	日本		
	年 4 回			
債券 一般	年 6 回			
公債	(隔月)	欧州		
社債	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他債券 クレジット属性 ()		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		
その他資産 (投 資 信 託 証 券 (債 券 一 般 高 格 付))	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中 東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

その他資産（投資信託証券（債券 一般 高格付））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券に投資を行いません。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「債券」に分類されます。

「高格付」とは、目論見書または投資信託約款において、原則として格付または信用力が相対的に高い債券を主要投資対象とする旨の記載があるもの、もしくは同様の内容が確認できるものをいいます。

年12回（毎月）

目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（除く日本）

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

上記は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの特色

1) 原則として、高金利の10通貨を選定し、当該通貨建ての高格付の短期債券などに投資します。

投資対象は、日本を除く経済協力開発機構（OECD）^{*1}加盟国およびこれらに準ずる国^{*2}の通貨建ての短期債券などとしています。

*1 経済協力開発機構（OECD）とは

「財政金融上の安定を維持しながら雇用、生活水準の向上を達成し、世界経済の発展に貢献する」、「発展途上国経済の健全な拡大に寄与する」、「世界貿易の多角的・無差別的な拡大に貢献する」などを目的として1961年に発足した機構です。加盟国は2009年11月末現在で30カ国です。

*2 OECD加盟国に準ずる国とは

当ファンドでは、自国通貨建長期債務に対してS & P社よりAマイナス格以上、もしくはムーディーズ社よりA3格以上の格付を取得している国と定義しています。

<投資対象通貨>



上記は2009年11月末現在の投資対象通貨であり、将来変更となる場合があります。

○ 市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

原則として、相対的に高金利の10通貨に均等分散します。

通貨選定にあたっては、各通貨の金利水準を最重要視しますが、各国のファンダメンタルズや短期市場の流動性なども考慮します。

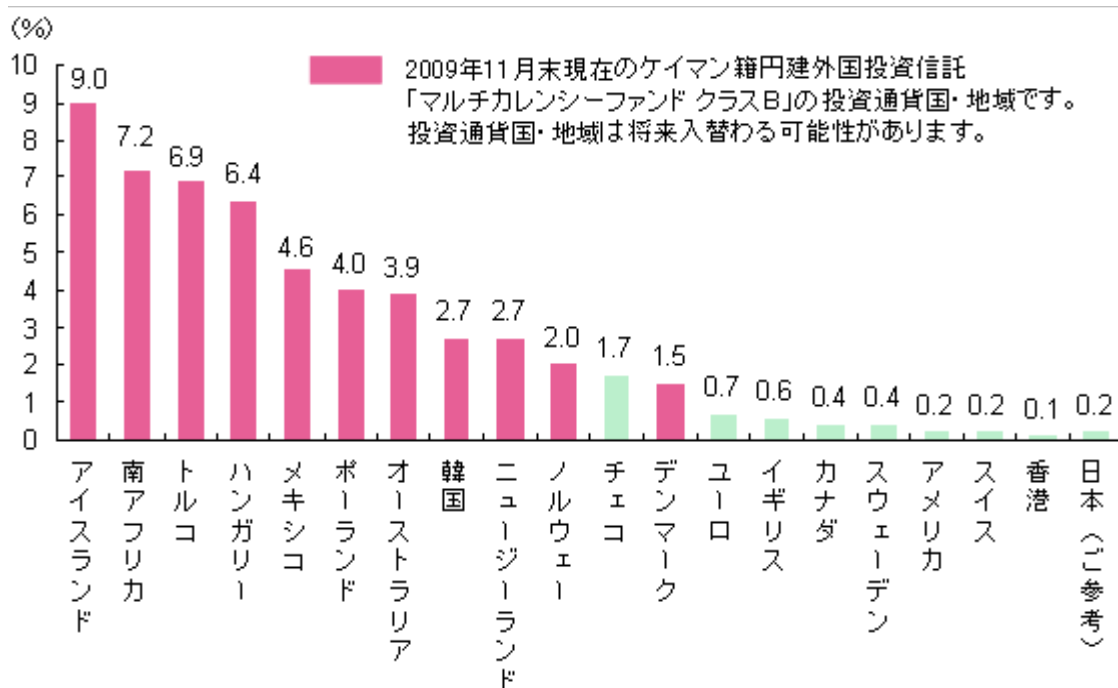
投資通貨の見直しは年2回行ないます。ただし、必要と判断した場合は別のタイミングで一部投資通貨の入替えを行なうことがあります。

原則として為替ヘッジは行なわず、投資通貨を分散することで為替変動リスクの低減をめざします。ただし、投資通貨が日本円に対して全般的に急激に変動するような局面においては、リスクが大きくなる場合があります。

原則として、10通貨への投資配分は概ね均等を維持しますが、流動性や金利状況などを勘案して、組入通貨数が10とならない場合や各通貨への投資配分を均等としない場合があります。

流動性などを考慮して、限定的に為替予約取引などを利用して各通貨への実質的な投資を行なう場合があります。

<投資対象通貨となる国・地域の短期（3ヵ月）金利（2009年11月末現在）>



上記の金利と実際の組入債券の金利水準は異なります。

上記グラフは過去のものであり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

（出所：信頼できると判断した情報をもとに日興アセットマネジメントが作成）

投資対象債券は、原則として高格付の短期債券とします。

安全性を重視した資産に投資し、安定した運用をめざします。

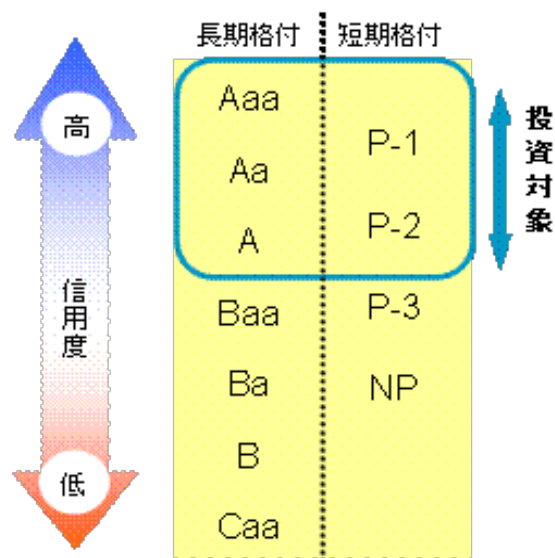
- ・国債、政府機関債、政府保証債、国際機関債、社債、A B S、コマーシャル・ペーパーなどを主要投資対象とします。

- ・原則として、買付時において長期格付でA格相当以上^{*}または短期格付でP-2格相当以上の格付が付与されているものに投資します。

^{*} S & P社でAマイナス格以上、ムーディーズ社でA3格以上を表します。

格付は、買付後に変更になる場合があります。

<投資対象となる有価証券・金融商品の格付>



※上記の格付表記はムーディーズ社の表記です。

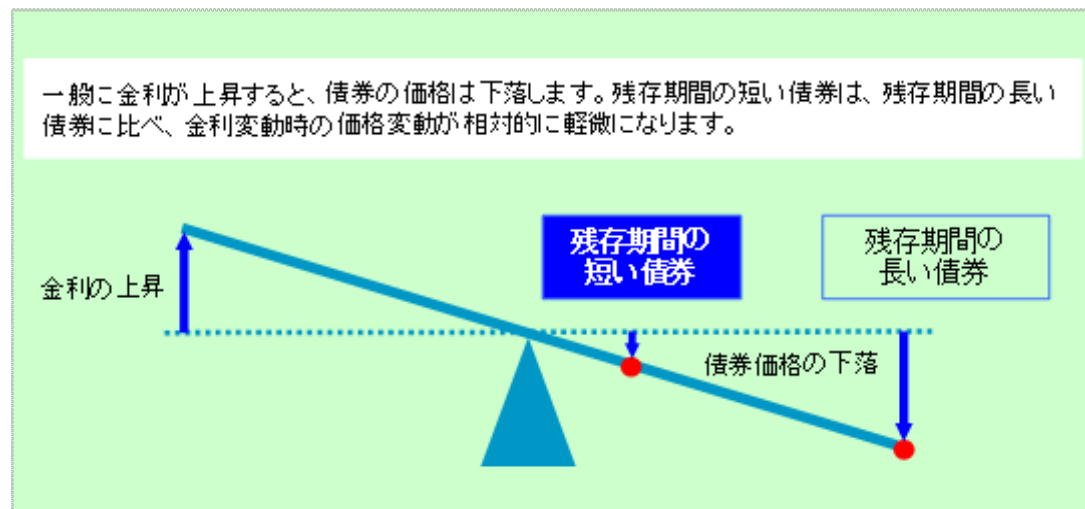
国 債	： 国が財政上の必要に応じて発行する債券。
政府機関債	： 政府機関が事業資金の一部を調達するために発行する債券。
政府保証債	： 政府が元本や利子の支払いを保証する債券。
国際機関債	： 世界銀行、アジア開発銀行などの公的な国際機関が発行する債券。
社 債	： 民間企業が投資家から資金を集めるために発行する債券。集められた資金は一般的に設備投資などの長期の事業計画の資金などに充てられます。
A B S	： 資産担保証券（Asset Backed Securities）のことで、住宅や不動産ローン以外の貸付債権を担保に発行された証券であり、代表的なものとしては自動車ローンやクレジットカード債権などを担保に発行された証券があります。
コマーシャル・ペーパー	： 企業が資金調達を行なうために主に無担保の割引方式で発行される短期の約束手形。優良企業が発行するものが中心です。

- 市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

短期債券市場を中心に投資することで、金利変動に伴う債券の価格変動リスクの低減をめざします。

- ・ 残存期間が1年以内（変動利付債券の場合は10年以内）の債券に投資します。
- ・ ポートフォリオの平均残存期間は180日以内とします。

<債券の価格特性>



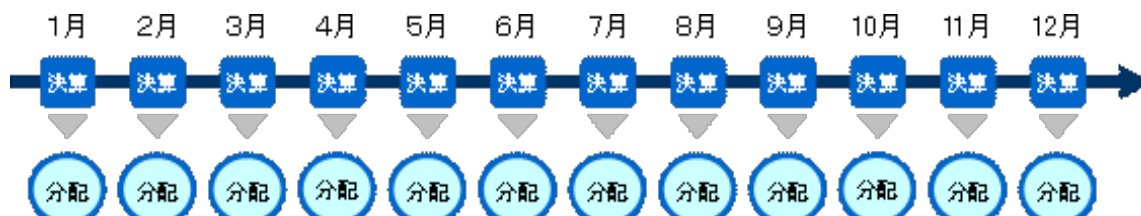
上図はイメージであり、実際とは異なる場合があります。

- 市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

2) 毎月、安定した収益分配を行なうことをめざします。

- ・ 主に組入債券の利息収入などを原資として、毎決算時（毎月13日（休業日の場合は翌営業日））に、安定した収益分配を継続的に行なうことをめざします。
- ・ 基準価額が当初元本（1万口当たり1万円）を下回っている場合においても、分配を行なう場合があります。

* なお、分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。



上図はイメージであり、将来の分配金の支払いを約束するものではありません。

< 分配金再投資コース > の場合、原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

3) 投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。

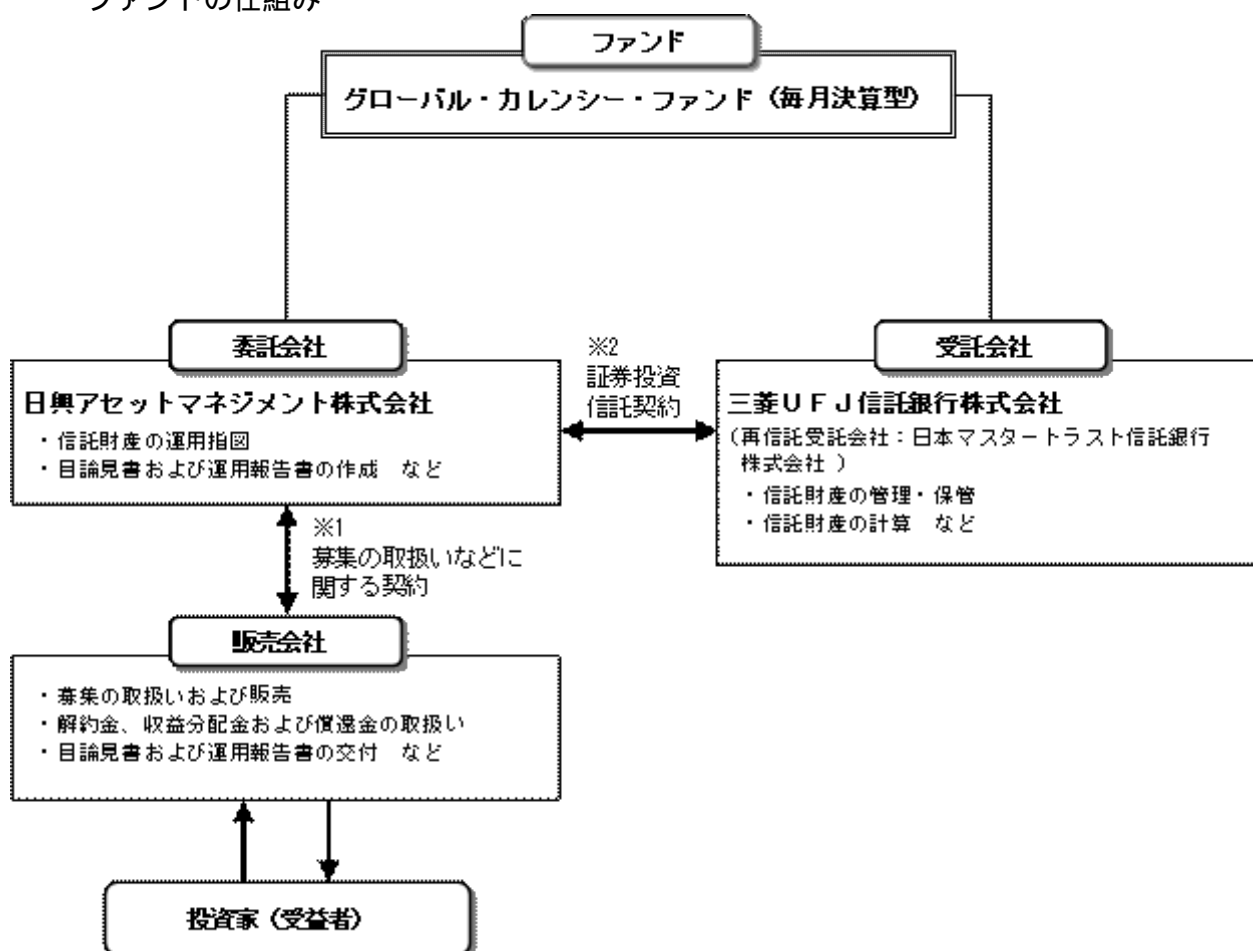
以下の投資信託証券に投資します。

- ケイマン籍円建外国投資信託「マルチカレンシーファンド クラスB」
- 証券投資信託「マネー・マーケット・マザーファンド」

信託金限度額

- ・ 3,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

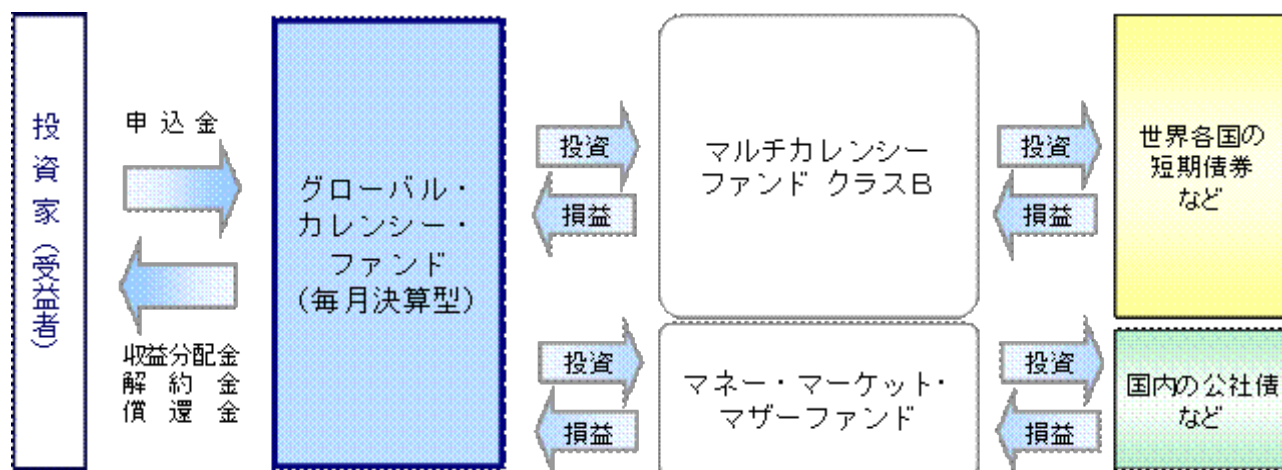
(2) 【ファンドの仕組み】
ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



委託会社の概況（平成21年11月末現在）

- 1) 資本金
17,363百万円
- 2) 沿革
昭和34年：日興証券投資信託委託株式会社として設立
平成11年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更
- 3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中心区北浜四丁目 5 番33号	194,152,500株	98.54%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ・主として、以下の投資信託証券に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

ケイマン籍円建外国投資信託「マルチカレンシーファンド クラスB」

証券投資信託「マネー・マーケット・マザーファンド」

- ・投資信託証券の合計組入比率は、高位を保つことを原則とします。各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性などを勘案して決定します。なお、資金動向などによっては、各投資信託証券への投資比率を引き下げることもあります。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準になったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

以下の投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

ケイマン籍円建外国投資信託「マルチカレンシーファンド クラスB」

証券投資信託「マネー・マーケット・マザーファンド」

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) 金銭債権
- 3) 約束手形
- 4) 為替手形

主として次の外国投資信託の受益証券および次のマザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- 1) ケイマン籍円建外国投資信託「マルチカレンシーファンド クラスB」
- 2) 証券投資信託「マネー・マーケット・マザーファンド」
- 3) 短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
- 4) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信

託の受益証券に限ります。）

次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

次の取引ができます。

- 1) 資金の借入

投資対象とする投資信託証券の概要

< マルチカレンシーファンド クラスB >（ケイマン籍円建外国投資信託）

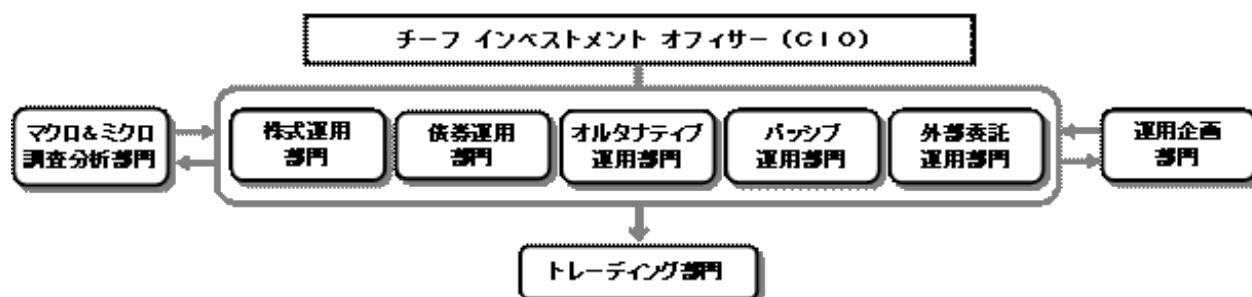
運用の基本方針	
基本方針	利子収入などを中心とする安定的な収益の獲得をめざします。
主な投資対象	世界の短期債券（国債、政府機関債、政府保証債、国際機関債、社債、A B S、コマーシャル・ペーパーなど）を主要投資対象とします。
投資方針	・経済協力開発機構（O E C D）加盟国（これらに準ずる国を含みます。）の通貨の中から金利が高い通貨を10程度選別し、それらの短期債券市場に投資します。 ・投資対象通貨は、原則として年2回程度見直します。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行ないません。
主な投資制限	・株式への投資は行ないません。 ・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
収益分配	原則として毎月6日（休日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	純資産総額に対して年率0.268%程度（国内における消費税等相当額はかかりません。） 上記の信託報酬率は、当該投資信託証券の純資産総額が300億円の場合の概算値です。（1米ドル＝120円として計算） 信託報酬は、純資産総額に定率（年率0.25%～0.27%）を乗じて得た額と、固定報酬として年額5,000米ドル（純資産総額に対し年率0.002%相当）を合計した額です。 純資産総額や為替相場などによって上記の信託報酬率は変動します。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、設立に係る費用、管理費用、監査費用、法律顧問費用など。
その他	
投資顧問会社	日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド
管理会社	日興A Mグローバル・ケイマン・リミテッド
信託期間	2106年12月31日まで
決算日	原則として、毎年2月末日

< マネー・マーケット・マザーファンド >

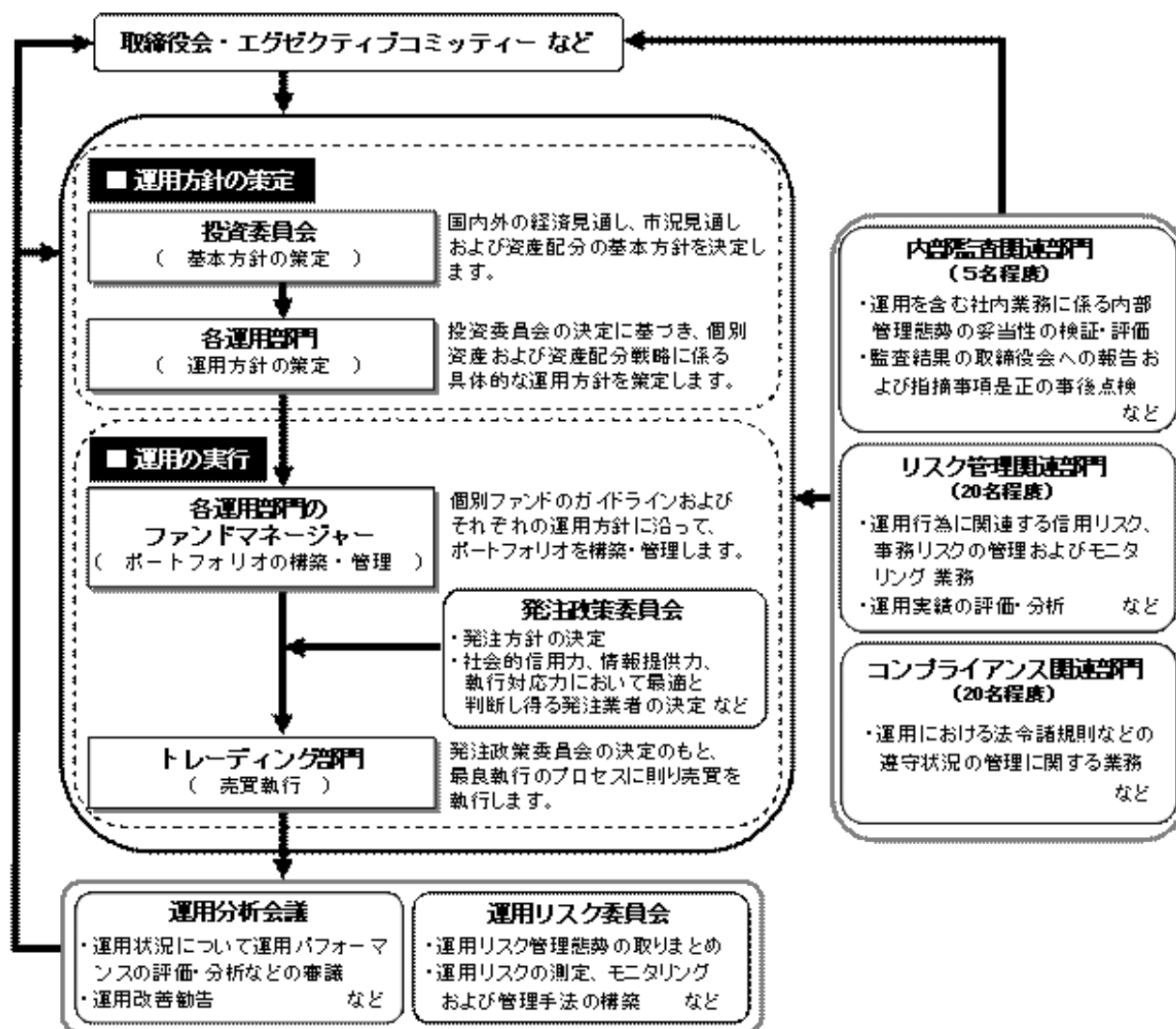
運用の基本方針	
基本方針	公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の国債および格付の高い公社債を主要投資対象とします。
投資方針	・わが国の国債および格付の高い公社債に投資を行ない、利息等収益の確保をめざして運用を行ないます。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。 ・外貨建資産への投資は行ないません。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
信託期間	無期限（平成16年３月10日設定）
決算日	毎年１月20日（休業日の場合は翌営業日）

(3) 【運用体制】

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

上記体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】**収益分配方針**

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

１）分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

２）分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。

３）留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

収益分配金の支払い**< 分配金再投資コース >**

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

< 分配金受取りコース >

毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

（５）【投資制限】**約款に定める投資制限**

１）前記「投資対象」の投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

２）有価証券先物取引等の派生商品取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。

３）同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の50%以下とします。ただし、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されること（投資信託委託会社または販売会社による自己設定が行なわれる場合も含みます。）が定められている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を設けません。

４）外貨建資産への直接投資は行ないません。

５）信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。

イ）解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

ロ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

ハ）借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内

ニ）解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。

ホ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

- ・当ファンドは、主に投資信託証券に投資を行ない、投資対象とする投資信託証券は、主に債券など値動きのある証券（外貨建証券は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。
- ・当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- ・信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。取得申込者は、ファンドの投資目的およびリスク要因を十分に認識することが求められます。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動は、残存期間・発行条件などによりばらつきがあります。

流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合、組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

一般に公社債および短期金融資産にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格は下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

<その他の留意事項>

・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。また、一時的に取得・換金ができなくなることもあります。

・投資対象とする投資信託証券に関する事項

諸事情により、投資対象とする投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・換金ができなくなることもあります。

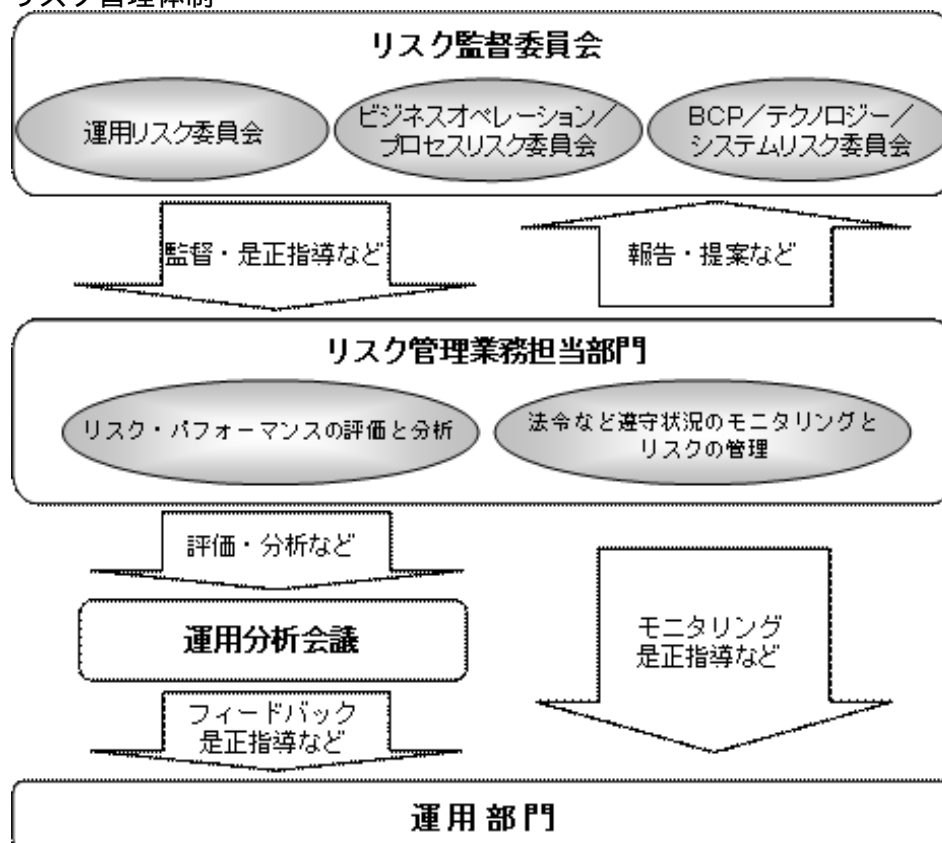
・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有証券を大量に売却することがあります。その際に基準価額が大きく変動する可能性があります。

・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

(2) リスク管理体制



■ 全体的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスクマネジメント部を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況およびリスク管理状況については、リスクマネジメント部が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。本委員会およびその部門別委員会においては、各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重大なリスクの洗い出し、より予防的なリスクの軽減に繋がる施策、管理手法の構築などに努めております。

■ リスク・パフォーマンスの評価と分析

ファンド財産について運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク運営状況のモニタリングを行ないます。運用パフォーマンスおよびリスクに係る評価と分析の結果を運用分析会議に報告し、問題点については運用部門に原因の究明と是正指導を行ないます。

■ 法令など遵守状況のモニタリングとリスクの管理

法令・諸規則、信託約款などの遵守状況とリスク管理状況のモニタリングを行ないます。その結果についてはリスク監督委員会、あるいはその部門別委員会へ報告され運用部門に是正指導を行なうなど、適切に管理・監督を行ないます。

上記体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は2.1%（税抜2%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- ・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞	
当ファンド	0.6825%（税抜0.65%）
投資対象とする投資信託証券	0.268%程度
実質的負担	0.9505%（税抜0.918%）程度

- ・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.6825%（税抜0.65%）の率を乗じて得た額とします。
 - ・投資対象とする「マルチカレンシーファンド クラスB」の組入りに係る信託報酬率（年率）0.268%程度 がかかり、受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は0.9505%（税抜0.918%）程度となります。
- 投資対象とする投資信託証券の信託報酬率は、当該投資信託証券の純資産総額が300億円の場合の概算値です。（1米ドル＝120円として計算）
- 投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況 - 2 投資方針 - （2）投資対象」 - 「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

* 受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は、投資対象とする投資信託証券の純資産総額や組入比率などにより変動します。

信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分は以下の通りとします。

純資産総額	信託報酬率（年率）			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分	0.6825% （0.65%）	販売会社と受託会社への配分を除いたもの	0.4725% （0.45%）	0.0525% （0.05%）
100億円超 200億円以下の部分			0.5250% （0.50%）	0.0315% （0.03%）
200億円超の部分			0.5775% （0.55%）	0.0315% （0.03%）

括弧内は税抜です。

販売会社の配分は販売会社毎の純資産総額に応じて決定し、受託会社の配分はファンド全体の純資産総額に応じて決定します。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4)【その他の手数料等】

以下の諸費用およびそれに付随する消費税等相当額について、委託会社は、その支払いをファンドのために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。また、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、見積額に基づいて見積率を算出し、かかる見積率を信託財産の純資産総額に乗じて得た額をかかる諸費用の合計額とみなして、信託財産から支弁を受けることができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模などを考慮して、信託の設定時または期中に、かかる諸費用の見積率を見直し、年率0.1%を上限として、これを変更することができます。これら諸費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上し、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払います。

振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用。

有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用。
目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用。
格付の取得に要する費用。
ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用。

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

< 投資対象とする投資信託証券に係る費用 >

「マルチカレンシーファンド クラスB」

- ・組入る有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・設立に係る費用
- ・管理費用
- ・監査費用
- ・法律顧問費用 など

「マネー・マーケット・マザーファンド」

- ・組入る有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税 など

* 売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

- ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、平成23年12月31日までは軽減税率が適用され、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税のいずれかを選択することもできます。
- ・なお、平成24年1月1日以降は、上記の10%の税率は20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

2) 解約金および償還金に対する課税

- ・解約時および償還時の差益（譲渡益）* については譲渡所得として、平成23年12月31日までは軽減税率が適用され、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。
* 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益
- ・なお、平成24年1月1日以降は、上記の10%の税率は20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）および普通分配金（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

- ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、平成23年12月31日までは軽減税率が適用され、7%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。
- ・なお、平成24年1月1日以降は、上記の7%の税率は15%（所得税のみ）となる予定です。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

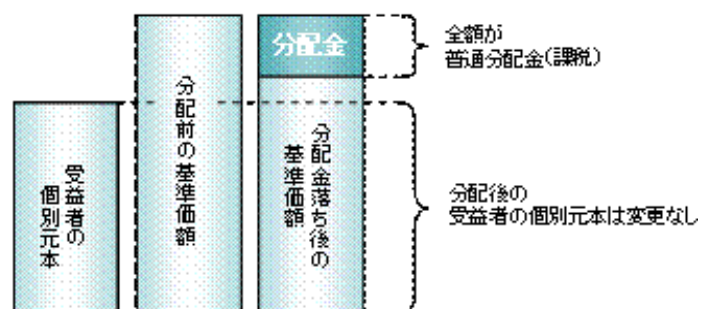
- 1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と特別分配金

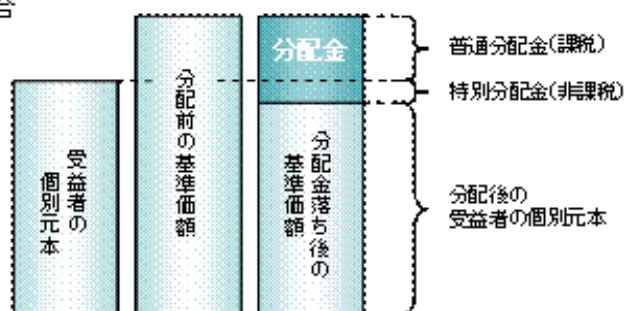
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を控除した金額が普通分配金となります。
- ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下の運用状況は平成21年10月30日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

投資資産の種類	時価（千円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	76,580,797	99.49
ケイマン諸島	76,580,797	99.49
親投資信託受益証券	76,216	0.10
日本	76,216	0.10
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	314,849	0.41
純資産総額	76,971,863	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ 評価額上位銘柄明細

< 投資信託受益証券 >

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率(％)
日本円 ケイマン諸島	投資信託受益証券 -	マルチカレンシーファンド クラスB	116,792,432,067	0.6468 0.6557	75,541,345,236 76,580,797,706	99.49

< 親投資信託受益証券 >

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率(％)
日本円 日本	親投資信託受益証券 -	マネー・マーケット・マザーファン ド	75,268,042	1.0125 1.0126	76,208,893 76,216,419	0.10

ロ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.49
親投資信託受益証券	0.10
合計	99.59

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】
【純資産の推移】

期別	1口当たりの純資産額（円）		純資産総額（百万円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
設 定 時（2007年6月22日）	1.0000	1.0000	39,521	39,521
第1特定期間末（2007年10月15日）	0.9831	0.9981	113,389	114,960
第2特定期間末（2008年4月14日）	0.8494	0.8794	119,198	123,268
第3特定期間末（2008年10月14日）	0.6260	0.6560	92,808	97,168
第4特定期間末（2009年4月13日）	0.5806	0.6106	80,957	85,222
第5特定期間末（2009年10月13日）	0.6004	0.6304	77,523	81,550

（注）分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間中の分配金累計額を加算した金額です。

	1口当たりの純資産額（円）	純資産総額（百万円）
2008年10月末日	0.6017	88,297
2008年11月末日	0.5568	80,837
2008年12月末日	0.5631	80,426
2009年1月末日	0.5148	72,905
2009年2月末日	0.5483	77,098
2009年3月末日	0.5476	76,443
2009年4月末日	0.5764	80,083
2009年5月末日	0.6047	83,490
2009年6月末日	0.6089	82,848
2009年7月末日	0.6126	82,366
2009年8月末日	0.6088	80,725
2009年9月末日	0.5960	77,288
2009年10月末日	0.6084	76,971

【分配の推移】

	1口当たり税込み分配金（円）
第1特定期間（2007年6月22日～2007年10月15日）	0.0150
第2特定期間（2007年10月16日～2008年4月14日）	0.0300
第3特定期間（2008年4月15日～2008年10月14日）	0.0300
第4特定期間（2008年10月15日～2009年4月13日）	0.0300
第5特定期間（2009年4月14日～2009年10月13日）	0.0300

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1特定期間（2007年6月22日～2007年10月15日）	0.19
第2特定期間（2007年10月16日～2008年4月14日）	10.55
第3特定期間（2008年4月15日～2008年10月14日）	22.77
第4特定期間（2008年10月15日～2009年4月13日）	2.46
第5特定期間（2009年4月14日～2009年10月13日）	8.58

（注）各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配付の額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額、以下、「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（参考）マネー・マーケット・マザーファンド

以下の運用状況は平成21年10月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）投資状況

投資資産の種類	時価（千円）	投資比率（％）
国債証券	109,962	27.88
日本	109,962	27.88
現先取引勘定	119,913	30.40
日本	119,913	30.40
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	164,530	41.72
純資産総額	394,406	100.00

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ 評価額上位銘柄明細

< 国債証券 >

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	利率(%) 償還期限	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
日本円 日本	国債証券 -	国庫短期証券 第4 7 回	- 2009-11-16	20,000,000	99.99 99.99	19,998,646 19,998,646	5.07
日本円 日本	国債証券 -	国庫短期証券 第5 5 回	- 2009-12-21	20,000,000	99.98 99.98	19,995,818 19,995,818	5.07
日本円 日本	国債証券 -	国庫短期証券 第5 7 回	- 2009-12-28	20,000,000	99.98 99.98	19,995,073 19,995,073	5.07
日本円 日本	国債証券 -	国庫短期証券 第6 1 回	- 2010-01-25	20,000,000	99.96 99.96	19,992,891 19,992,891	5.07
日本円 日本	国債証券 -	国庫短期証券 第5 9 回	- 2010-04-12	20,000,000	99.93 99.93	19,985,269 19,985,269	5.07
日本円 日本	国債証券 -	国庫短期証券 第4 4 回	- 2010-02-10	10,000,000	99.95 99.95	9,994,988 9,994,988	2.53

ロ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率（％）
国債証券	27.88
合計	27.88

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成19年6月22日 ファンドの信託契約締結、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 申込方法
販売会社所定の方法でお申し込みください。
- (2) コースの選択
収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。
＜分配金再投資コース＞
収益分配金を自動的に再投資するコースです。
＜分配金受取りコース＞
収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。
- (3) 申込みの受付
販売会社の営業日に受け付けます。
- (4) 取扱時間
原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- (5) 取得申込不可日
販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
 - 英国証券取引所の休業日
 - ニューヨーク証券取引所の休業日
 - ロンドンの銀行休業日
 - ニューヨークの銀行休業日
- (6) 申込金額
取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
- (7) 申込単位
販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社
ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>
コールセンター 電話番号 0120-25-1404
午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。
- (8) 申込代金の支払い
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。
- (9) 受付の中止および取消
委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。
金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。
- (10) 償還乗換
 - ・ 受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができます。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
 - ・ この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。
- (11) 乗換優遇
受益者は、信託期間終了日の1年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができます。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

- (1) 解約の受付
販売会社の営業日に受け付けます。
- (2) 取扱時間
原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- (3) 解約請求不可日
販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- 英国証券取引所の休業日
 - ニューヨーク証券取引所の休業日
 - ロンドンの銀行休業日
 - ニューヨークの銀行休業日
- (4) 解約制限
ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (5) 解約価額
解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ・ 基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

- (6) 手取額
1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
- (7) 解約単位
1口単位
販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (8) 解約代金の支払い
原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
- (9) 受付の中止および取消
- ・ 委託会社は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
 - ・ 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

第3【管理及び運営】

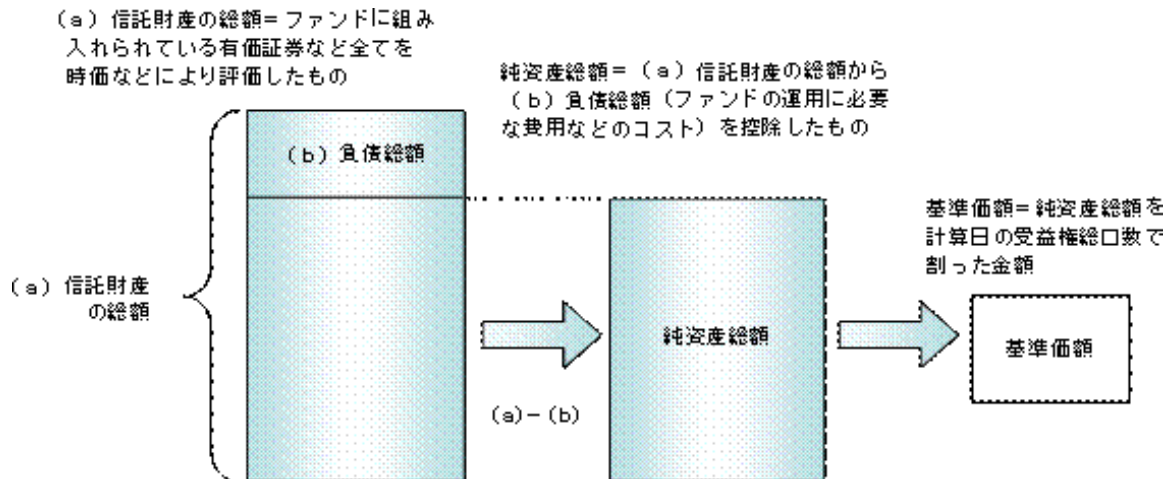
1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

投資信託証券（国内籍）

原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。

投資信託証券（外国籍）

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします（平成19年6月22日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

毎月14日から翌月13日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

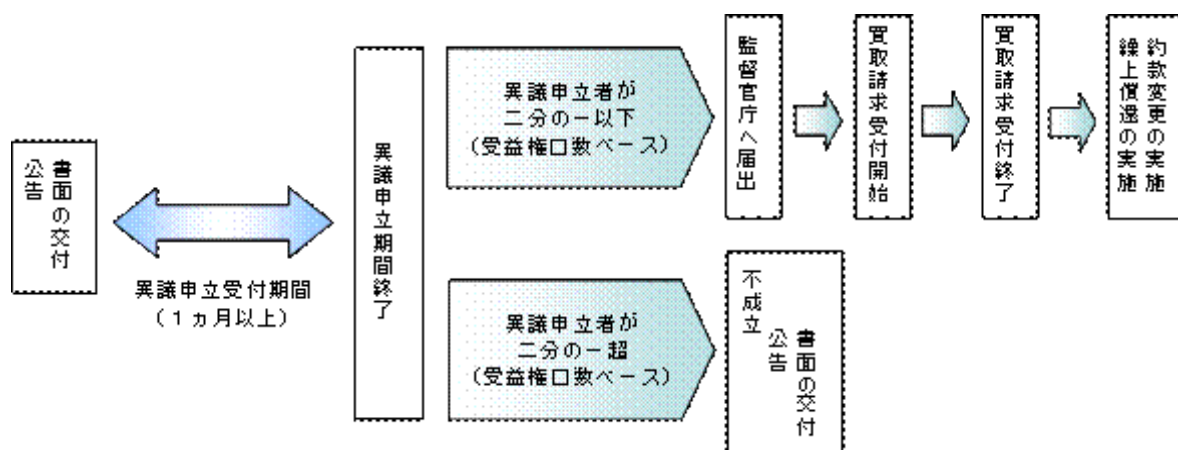
(5)【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約により純資産総額が10億円を下回ることとなった場合
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べるすることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）

- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
- イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 償還金について
- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
 - ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。
- 信託約款の変更
- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
 - 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
 - 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べるすることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
 - 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。
- 異議の申立て
- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べるすることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
 - 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
 - 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

< 繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ >

**公告**

公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託会社は、年2回（4月、10月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けします。

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含みます。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号。その後の改正を含みます。）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、平成20年10月15日から平成21年4月13日までの特定期間と平成21年4月14日から平成21年10月13日までの特定期間の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

グローバル・カレンシー・ファンド（毎月決算型）

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 平成21年4月13日現在	当期 平成21年10月13日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,236,671,461	1,209,057,205
投資信託受益証券	80,413,025,114	77,140,317,885
親投資信託受益証券	75,347,426	76,726,518
未収入金	13,161,684	-
流動資産合計	81,738,205,685	78,426,101,608
資産合計	81,738,205,685	78,426,101,608
負債の部		
流動負債		
未払金	-	115,835,576
未払収益分配金	697,209,119	645,583,849
未払解約金	32,915,404	96,425,170
未払受託者報酬	2,289,223	2,116,125
未払委託者報酬	43,446,452	40,118,352
その他未払費用	5,244,397	2,674,072
流動負債合計	781,104,595	902,753,144
負債合計	781,104,595	902,753,144
純資産の部		
元本等		
元本	139,441,823,805	129,116,769,898
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	58,484,722,715	51,593,421,434
（分配準備積立金）	2,414,791,477	3,008,975,235
元本等合計	80,957,101,090	77,523,348,464
純資産合計	80,957,101,090	77,523,348,464
負債純資産合計	81,738,205,685	78,426,101,608

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 平成20年10月15日 至 平成21年4月13日	当期 自 平成21年4月14日 至 平成21年10月13日
営業収益		
受取配当金	5,288,522,919	5,045,660,297
受取利息	517,140	261,677
有価証券売買等損益	7,688,935,113	2,031,833,354
営業収益合計	2,399,895,054	7,077,755,328
営業費用		
受託者報酬	13,411,455	13,825,754
委託者報酬	254,649,994	262,921,158
その他費用	3,038,846	3,509,508
営業費用合計	271,100,295	280,256,420
営業利益又は営業損失（ ）	2,670,995,349	6,797,498,908
経常利益又は経常損失（ ）	2,670,995,349	6,797,498,908
当期純利益又は当期純損失（ ）	2,670,995,349	6,797,498,908
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	33,280,483	24,664,306
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	55,457,706,193	58,484,722,715
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,800,483,465	5,227,346,921
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,800,483,465	5,227,346,921
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	924,753,745	1,081,725,568
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	924,753,745	1,081,725,568
分配金	4,265,031,376	4,027,154,674
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	58,484,722,715	51,593,421,434

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	期 別	前期	当期
		自 平成20年10月15日 至 平成21年4月13日	自 平成21年4月14日 至 平成21年10月13日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託 受益証券の基準価額で評価して おります。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信 託受益証券の基準価額で評価して おります。	投資信託受益証券 同左 親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本 となる重要な事項		当ファンドの計算期間は原則として、毎 月14日から翌月13日までとなっております。 ただし、各計算期間終了日に該当する 日（以下「該当日」といいます。）が休 業日のとき、各計算期間終了日は、該当日 以降の営業日である日のうち、該当日に 最も近い日とし、その翌日より次の計算 期間が始まるものといたしますので、当 特定期間は平成20年10月15日から平成21 年4月13日までとなっております。	-

(貸借対照表に関する注記)

前期 平成21年4月13日現在			当期 平成21年10月13日現在		
1.	期首元本額	148,265,780,924 円	1.	期首元本額	139,441,823,805 円
	期中追加設定元本額	2,087,581,966 円		期中追加設定元本額	2,683,485,577 円
	期中解約元本額	10,911,539,085 円		期中解約元本額	13,008,539,484 円
2.	当特定期間末日におけ る	139,441,823,805 円	2.	当特定期間末日におけ る	129,116,769,898 円
	受益権の総数			受益権の総数	
3.	元本の欠損		3.	元本の欠損	
	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、 その差額は58,484,722,715円であります。			貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、 その差額は51,593,421,434円であります。	

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 平成20年10月15日 至 平成21年4月13日				当期 自 平成21年4月14日 至 平成21年10月13日			
分配金の計算過程				分配金の計算過程			
		自 平成20年10月15日 至 平成20年11月13日				自 平成21年4月14日 至 平成21年5月13日	
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	850,935,753 円		A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	849,191,100 円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益	0 円		B	費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益	0 円	
C	信託約款に定める収益調整金	1,103,998,302 円		C	信託約款に定める収益調整金	1,078,738,809 円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	1,711,179,626 円		D	信託約款に定める分配準備積立金	2,395,681,587 円	
E	分配対象収益（A + B + C + D）	3,666,113,681 円		E	分配対象収益（A + B + C + D）	4,323,611,496 円	
F	分配対象収益（1口当たり） （1万口当たり）	0.0250 円 250 円		F	分配対象収益（1口当たり） （1万口当たり）	0.0311 円 311 円	
G	分配金額	730,827,478 円		G	分配金額	693,882,770 円	
H	分配金額（1口当たり） （1万口当たり）	0.0050 円 50 円		H	分配金額（1口当たり） （1万口当たり）	0.0050 円 50 円	
		自 平成20年11月14日 至 平成20年12月15日				自 平成21年5月14日 至 平成21年6月15日	
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	840,467,616 円		A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	843,470,491 円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益	0 円		B	費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益	0 円	
C	信託約款に定める収益調整金	1,090,666,462 円		C	信託約款に定める収益調整金	1,074,397,525 円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	1,798,455,897 円		D	信託約款に定める分配準備積立金	2,511,610,302 円	
E	分配対象収益（A + B + C + D）	3,729,589,975 円		E	分配対象収益（A + B + C + D）	4,429,478,318 円	
F	分配対象収益（1口当たり） （1万口当たり）	0.0259 円 259 円		F	分配対象収益（1口当たり） （1万口当たり）	0.0323 円 323 円	
G	分配金額	719,302,149 円		G	分配金額	685,481,138 円	
H	分配金額（1口当たり） （1万口当たり）	0.0050 円 50 円		H	分配金額（1口当たり） （1万口当たり）	0.0050 円 50 円	
		自 平成20年12月16日 至 平成21年1月13日				自 平成21年6月16日 至 平成21年7月13日	
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	836,758,674 円		A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	803,070,187 円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益	0 円		B	費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益	0 円	
C	信託約款に定める収益調整金	1,084,138,146 円		C	信託約款に定める収益調整金	1,072,809,707 円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	1,896,956,144 円		D	信託約款に定める分配準備積立金	2,631,783,086 円	
E	分配対象収益（A + B + C + D）	3,817,852,964 円		E	分配対象収益（A + B + C + D）	4,507,662,980 円	
F	分配対象収益（1口当たり） （1万口当たり）	0.0268 円 268 円		F	分配対象収益（1口当たり） （1万口当たり）	0.0332 円 332 円	
G	分配金額	712,266,378 円		G	分配金額	678,172,536 円	
H	分配金額（1口当たり） （1万口当たり）	0.0050 円 50 円		H	分配金額（1口当たり） （1万口当たり）	0.0050 円 50 円	
		自 平成21年1月14日 至 平成21年2月13日				自 平成21年7月14日 至 平成21年8月13日	
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	831,646,202 円		A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	830,272,967 円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益	0 円		B	費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益	0 円	
C	信託約款に定める収益調整金	1,078,891,197 円		C	信託約款に定める収益調整金	1,067,354,555 円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	1,996,593,322 円		D	信託約款に定める分配準備積立金	2,709,648,681 円	
E	分配対象収益（A + B + C + D）	3,907,130,721 円		E	分配対象収益（A + B + C + D）	4,607,276,203 円	
F	分配対象収益（1口当たり） （1万口当たり）	0.0276 円 276 円		F	分配対象収益（1口当たり） （1万口当たり）	0.0344 円 344 円	
G	分配金額	705,341,333 円		G	分配金額	668,821,649 円	
H	分配金額（1口当たり） （1万口当たり）	0.0050 円 50 円		H	分配金額（1口当たり） （1万口当たり）	0.0050 円 50 円	
		自 平成21年2月14日 至 平成21年3月13日				自 平成21年8月14日 至 平成21年9月14日	
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	863,392,374 円		A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	772,098,715 円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益	0 円		B	費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益	0 円	
C	信託約款に定める収益調整金	1,075,557,941 円		C	信託約款に定める収益調整金	1,055,315,080 円	

D	信託約款に定める分配準備積立金	2,102,445,738 円	D	信託約款に定める分配準備積立金	2,803,452,590 円
E	分配対象収益（A + B + C + D）	4,041,396,053 円	E	分配対象収益（A + B + C + D）	4,630,866,385 円
F	分配対象収益（1口当たり） （1万口当たり）	0.0288 円 288 円	F	分配対象収益（1口当たり） （1万口当たり）	0.0353 円 353 円
G	分配金額	700,084,919 円	G	分配金額	655,212,732 円
H	分配金額（1口当たり） （1万口当たり）	0.0050 円 50 円	H	分配金額（1口当たり） （1万口当たり）	0.0050 円 50 円
		自 平成21年3月14日 至 平成21年4月13日			自 平成21年9月15日 至 平成21年10月13日
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	860,011,887 円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	786,124,008 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益	0 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	1,075,953,932 円	C	信託約款に定める収益調整金	1,048,841,696 円
D	信託約款に定める分配準備積立金	2,251,988,709 円	D	信託約款に定める分配準備積立金	2,868,435,076 円
E	分配対象収益（A + B + C + D）	4,187,954,528 円	E	分配対象収益（A + B + C + D）	4,703,400,780 円
F	分配対象収益（1口当たり） （1万口当たり）	0.0300 円 300 円	F	分配対象収益（1口当たり） （1万口当たり）	0.0364 円 364 円
G	分配金額	697,209,119 円	G	分配金額	645,583,849 円
H	分配金額（1口当たり） （1万口当たり）	0.0050 円 50 円	H	分配金額（1口当たり） （1万口当たり）	0.0050 円 50 円

（有価証券に関する注記）

前期（自 平成20年10月15日 至 平成21年4月13日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種 類	貸借対照表計上額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	80,413,025,114	5,718,424,865
親投資信託受益証券	75,347,426	0
合計	80,488,372,540	5,718,424,865

当期（自 平成21年4月14日 至 平成21年10月13日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種 類	貸借対照表計上額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	77,140,317,885	654,969,834
親投資信託受益証券	76,726,518	7,575
合計	77,217,044,403	654,977,409

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

前期 平成21年4月13日現在		当期 平成21年10月13日現在	
1口当たり純資産額	0.5806 円	1口当たり純資産額	0.6004 円
（1万口当たり純資産額）	（5,806 円）	（1万口当たり純資産額）	（6,004 円）

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(投資信託受益証券)

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
投資信託受益証券	マルチカレンシーファンド クラスB	119,264,560,738	77,140,317,885	
合計		119,264,560,738	77,140,317,885	

(注) 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(親投資信託受益証券)

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	75,779,278	76,726,518	
合計		75,779,278	76,726,518	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「マルチカレンシーファンド クラスB」（以下「同ファンド」といいます。）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同ファンドです。なお、同ファンドの状況は次の通りです。

また、当ファンドは「マネー・マーケット・マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

1．同ファンドの状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

同ファンドはケイマン籍のオープン・エンド契約型円建外国投資信託であります。同ファンドは、計算期間（平成20年3月1日から平成21年2月28日まで）が終了し、現地において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成され、独立の監査人による監査を受けております。

同ファンドの「貸借対照表」およびそれに続く「純資産変動計算書」などは、委託会社が同ファンドの投資顧問会社である日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッドから入手した平成21年2月28日現在の財務書類の原文の一部を翻訳したものであります。

マルチカレンシーファンド

貸借対照表

2009年2月28日現在

日本円で表示

資産：

証券投資（時価）（特定された取得原価326,544,936,242円）	\	239,691,312,783
管理者保有現金		2,026,857,230
管理者保有外貨（時価）（特定された取得原価9,242,046,951円）		9,051,125,138
債権		
未収利息		3,177,936,803
未収受取募集代金		57,471,670
前払資産		352,599
資産合計		254,005,056,223

負債：

債務		
買戻受益証券		111,729,999
運用報酬		124,543,430
保管及び会計費用		43,258,946
専門家報酬		8,432,629
外国為替先渡契約に係る未実現純損失		2,236,588
未払費用		659,166
負債合計		290,860,758

受益者に帰属する純資産	\	253,714,195,465
--------------------	----------	------------------------

純資産の構成：

元本	\	445,075,645,369
累積分配金		(41,706,474,472)
累積投資純利益		31,591,697,104
投資、外貨及び外国為替先渡契約に係る累積実現純損失		(93,894,721,428)
投資、外貨、外国為替先渡契約及びその他の資産に係る累積未実現評価純損失		(87,351,951,108)

純資産	\	253,714,195,465
------------	----------	------------------------

純資産価額及び受益証券1口当たり募集価額

クラスA 受益証券純資産価額

（123,838,177円 ÷ 受益証券残高数150,261,634口）	\	0.8242
--------------------------------------	---	---------------

クラスB 受益証券純資産価額

（253,590,357,288円 ÷ 受益証券残高数430,479,453,626口）	\	0.5891
--	---	---------------

添付の注記参照

マルチカレンシーファンド
純資産変動計算書
2009年2月28日までの1年間
日本円で表示

純資産の増加（減少）：

運用：

投資純利益	\	22,594,043,619
投資、外貨及び外国為替先渡契約に係る実現純損失		(86,005,164,756)
投資、外貨、外国為替先渡契約及びその他の資産に係る未実現評価損の純変動額		(69,477,569,927)
運用から生じる純資産の純減少額		(132,888,691,064)

配当及び分配決定額：

クラス B		(32,055,820,264)
配当及び分配決定額合計		(32,055,820,264)

資本取引：

受益証券の発行		140,300,197,775
受益証券の償還		(11,854,196,626)
資本取引から生じる純資産の純増加額		128,446,001,149

純資産の減少額合計		(36,498,510,179)
-----------	--	------------------

純資産：

期首		290,212,705,644
期末	\	253,714,195,465

添付の注記参照

マルチカレンシーファンド
投資ポートフォリオ
2009年2月28日現在
日本円で表示

元本金額	通貨		純資産に占める割合 (%)	時価
		社債・国債（35.9%）		
		オーストラリア（1.6%）		
		銀行（1.6%）		
75,000,000	PLN	Commonwealth Bank of Australia, 0% DUE 03/06/09	0.8	1,986,476,679
75,000,000	PLN	Commonwealth Bank of Australia, 4.66% DUE 03/20/09	0.8	1,986,476,679
		オーストラリア合計		3,972,953,358
		ベルギー（0.5%）		
		銀行（0.5%）		
3,400,000,000	HUF	Fortis Bank SA/NV, 10.00% DUE 09/28/10	0.5	1,262,912,877
		カナダ（6.8%）		
		銀行（4.8%）		
480,000,000	ZAR	Royal Bank of Canada, 11.59% DUE 06/29/10	1.8	4,645,583,762
2,000,000,000	ISK	Royal Bank of Canada, 18.40% DUE 09/27/10	0.5	1,179,086,301
550,000,000	MXN	Royal Bank of Canada, 7.54% DUE 07/06/10	1.4	3,510,336,697
23,000,000	EUR	Toronto-Dominion Bank, 4.29% DUE 09/10/10	1.1	2,786,905,854
				12,121,912,614
		政府系機関（2.0%）		
83,600,000	PLN	Export Development Canada, 6.06% DUE 03/25/09	0.9	2,214,238,364
4,815,000,000	HUF	Export Development Canada, 9.55% DUE 03/27/09	0.8	1,987,230,557
40,000,000	FRF	Province of Ontario Canada, 5.88% DUE 07/21/09	0.3	767,711,282
				4,969,180,203
		カナダ合計		17,091,092,817
		デンマーク（0.0%）		
		銀行（0.0%）		
900,000	GBP	FIH Erhvervsbank A/S, 3.09% DUE 09/21/09	0.0	125,576,739
		フランス（0.6%）		
		銀行（0.6%）		
111,000,000	NOK	Caisse Nationale des Caisses d'Epargne et de Prevoyance, 4.09% DUE 03/31/09	0.6	1,539,222,217
		ドイツ（4.0%）		
		銀行（4.0%）		
41,000,000	MXN	Kreditanstalt fuer Wiederaufbau, 7.44% DUE 03/23/09	0.1	265,641,235
35,000,000	ZAR	Kreditanstalt fuer Wiederaufbau, 10.00% DUE 07/16/09	0.1	337,966,204
69,500,000	NOK	Landesbank Baden-Wuerttemberg, 4.52% DUE 03/15/10	0.4	959,892,255
40,000,000	ZAR	Landesbank Baden-Wuerttemberg, 11.52% DUE 06/14/10	0.2	381,295,820
1,134,000,000	HUF	Norddeutsche Landesbank Girozentrale AG, 0% DUE 03/04/09	0.2	467,713,516
3,065,500,000	ISK	NRW.Bank, 18.08% DUE 08/02/10	0.7	1,775,217,409
5,000,000,000	HUF	NRW.Bank, 9.62% DUE 07/14/10	0.8	2,022,311,470

150,000,000	PLN	NRW.Bank, 5.35% DUE 07/15/10	1.5	3,972,953,358
		ドイツ合計		10,182,991,267
		ハンガリー(2.2%)		
		政府系機関(2.2%)		
12,497,050,000	HUF	Hungary Government Bond, 6.25% DUE 04/24/09	2.0	5,132,801,210
1,166,000,000	HUF	Hungary Government Bond, 7.00% DUE 06/24/09	0.2	477,609,927
		ハンガリー合計		5,610,411,137
		アイスランド(1.1%)		
		銀行(0.0%)		
3,500,000	AUD	Islandsbanki Hf, 0% DUE 11/15/10	0.0	44,790,357
6,200,000,000	HUF	Kaupthing Bank Hf, 8.73% DUE 07/06/09	0.0	6,397,108
750,000,000	ISK	Kaupthing Bank Hf, 15.90% DUE 07/02/10	0.0	773,719
				51,961,184
		政府系機関(1.1%)		
4,800,000,000	ISK	Iceland Rikisbref, 8.50% DUE 06/12/09	1.1	2,829,707,710
		アイスランド合計		2,881,668,894
		アイルランド(1.3%)		
		銀行(1.3%)		
6,000,000,000	HUF	Depfa Bank PLC, 9.76% DUE 07/12/10	0.8	2,265,814,280
2,750,000	GBP	GE Capital UK Funding, 2.20% DUE 08/10/09	0.2	383,751,929
2,500,000	GBP	GE Capital UK Funding, 2.39% DUE 01/11/10	0.1	348,447,539
2,250,000	GBP	GE Capital UK Funding, 2.27% DUE 01/30/12	0.1	273,880,045
2,900,000	NZD	Governor & Co. of the Bank of Ireland, 5.02% DUE 07/01/11	0.1	134,233,479
		アイルランド合計		3,406,127,272
		オランダ(5.2%)		
		銀行(5.2%)		
98,500,000	ZAR	Bank Nederlandse Gemeenten, 11.01% DUE 08/02/10	0.4	946,126,729
		Nederlandse Waterschapsbank NV, 11.65% DUE 06/09/11	2.8	7,149,296,619
750,000,000	ZAR			
408,000,000	HUF	Rabobank Nederland NV, 7.00% DUE 03/12/09	0.1	168,278,129
80,000,000	ZAR	Rabobank Nederland NV, 10.50% DUE 05/28/09	0.3	773,638,665
		Rabobank Nederland NV/Australia, 7.75% DUE 03/30/09	0.3	756,470,587
15,400,000	NZD			
		Rabobank Nederland NV/Australia, 4.46% DUE 03/18/10	1.3	3,293,838,085
53,000,000	AUD			
		オランダ合計		13,087,648,814
		ノルウェー(3.3%)		
		政府系機関(3.3%)		
500,000,000	NOK	Kommunalbanken AS, 3.82% DUE 03/31/09	2.8	6,933,725,714
98,000,000	NOK	Kommunalbanken AS, 5.00% DUE 07/14/09	0.5	1,351,588,235
		ノルウェー合計		8,285,313,949
		国際機関(1.1%)		
		銀行(1.1%)		
306,800,000	HUF	European Investment Bank, 8.25% DUE 05/05/09	0.0	126,519,851
60,000,000	MXN	European Investment Bank, 9.25% DUE 08/24/09	0.2	390,580,176
34,000,000	ZAR	International Bank for Reconstruction & Development, 10.00% DUE 05/12/09	0.1	329,677,823

72,700,000	ZAR	International Bank for Reconstruction & Development, 11.23% DUE 06/22/10	0.3	703,612,374
132,800,000	ZAR	International Finance Corp., 11.00% DUE 07/01/09	0.5	1,288,455,026
国際機関合計				2,838,845,250
スウェーデン（2.1%）				
銀行（2.1%）				
200,000,000	PLN	Svensk Exportkredit AB, 6.23% DUE 03/31/09	2.1	5,297,271,144
政府系機関（0.0%）				
8,700,000	MXN	Kommuninvest I Sverige, 7.86% DUE 04/20/09	0.0	56,383,046
スウェーデン合計				5,353,654,190
アラブ首長国連邦（0.3%）				
銀行（0.3%）				
100,000,000	ZAR	Abu Dhabi Commercial Bank, 11.84% DUE 07/02/12	0.3	875,424,076
英国（2.9%）				
銀行（2.9%）				
425,000,000	ZAR	Bank of Scotland PLC, 11.53% DUE 06/21/10	1.6	3,945,852,435
7,800,000,000	HUF	Royal Bank of Scotland PLC, 9.84% DUE 03/31/09	1.3	3,219,189,688
英国合計				7,165,042,123
米国（2.9%）				
銀行（2.9%）				
1,000,000	NZD	Bank of America Corp., 5.54% DUE 03/08/12	0.0	44,524,535
9,700,000	GBP	Bank of America Corp., 3.38% DUE 06/11/12	0.6	1,161,771,858
15,000,000	AUD	Citigroup, Inc., 4.41% DUE 03/22/11	0.3	840,756,533
1,700,000	GBP	Citigroup, Inc., 2.20% DUE 08/10/11	0.1	209,257,906
1,850,000	GBP	Citigroup, Inc., 2.35% DUE 01/16/12	0.1	213,582,431
4,700,000	AUD	Goldman Sachs Group, Inc., 4.21% DUE 04/12/11	0.1	266,190,165
500,000	AUD	HSBC Finance Corp., 4.53% DUE 09/22/11	0.0	26,613,483
3,000,000	GBP	JPMorgan Chase & Co., 2.92% DUE 06/27/12	0.1	373,680,773
6,750,000	AUD	Merrill Lynch & Co., Inc., 3.35% DUE 02/16/12	0.1	368,340,554
12,500,000	AUD	Morgan Stanley, 3.82% DUE 08/08/12	0.2	628,584,472
4,000,000	AUD	Morgan Stanley, 4.88% DUE 03/01/13	0.1	196,904,233
2,800,000	AUD	Morgan Stanley, 3.56% DUE 02/22/17	0.0	109,486,027
115,000,000	ZAR	Toyota Motor Credit Corp., 11.00% DUE 06/22/09	0.4	1,111,985,560
2,995,000,000	ISK	Toyota Motor Credit Corp., 18.27% DUE 09/20/10	0.8	1,779,091,976
130,000	GBP	Wells Fargo & Co., 2.18% DUE 02/07/11	0.0	16,545,575
米国合計				7,347,316,081
社債及び国債合計（取得原価157,222,472,552円）				91,026,201,061
短期運用商品（58.6%）				
オーストラリア（1.5%）				
銀行（1.5%）				
8,500,000	GBP	Suncorp-Metway Ltd., 0% DUE 03/23/09	0.5	1,185,057,341
20,000,000	AUD	Westpac Banking Corp., 0% DUE 07/09/09	0.5	1,221,205,323
20,000,000	AUD	Westpac Banking Corp., 0% DUE 07/17/09	0.5	1,220,035,199
オーストラリア合計				3,626,297,863
カナダ（1.2%）				
政府系機関（1.2%）				
475,000,000	MXN	Export Development Canada, 7.50% DUE 06/02/09	1.2	3,075,435,168

デンマーク（8.4%）**銀行（8.4%）**

200,000,000	DKK	Danske Bank A/S, 0% DUE 03/23/09	1.3	3,318,255,217
200,000,000	DKK	Jyske Bank A/S, 0% DUE 03/12/09	1.3	3,320,081,527
200,000,000	DKK	Jyske Bank A/S, 0% DUE 03/19/09	1.3	3,319,354,888
200,000,000	DKK	Jyske Bank A/S, 0% DUE 03/23/09	1.3	3,317,932,871
200,000,000	DKK	Nykredit Bank A/S, 0% DUE 03/12/09	1.4	3,320,121,637
79,000,000	DKK	Nykredit Bank A/S, 0% DUE 03/16/09	0.5	1,310,942,186
200,000,000	DKK	Nykredit Bank A/S, 0% DUE 03/23/09	1.3	3,318,335,249

デンマーク合計**21,225,023,575****フィンランド（4.9%）****政府系機関（4.9%）**

945,000,000	MXN	Municipality Finance PLC, 8.00% DUE 07/10/09	2.4	6,122,473,703
986,500,000	MXN	Municipality Finance PLC, 8.25% DUE 09/24/09	2.5	6,392,149,795

フィンランド合計**12,514,623,498****フランス（6.7%）****政府系機関（6.7%）**

8,000,000	EUR	Caisse des Depots et Consignations, 0% DUE 03/05/09	0.4	990,318,085
75,000,000	NZD	Caisse des Depots et Consignations, 0% DUE 03/09/09	1.4	3,683,186,226
50,000,000	NZD	Caisse des Depots et Consignations, 0% DUE 03/17/09	1.0	2,453,594,622
25,000,000	AUD	Caisse des Depots et Consignations, 0% DUE 03/18/09	0.6	1,566,724,262
60,000,000	NZD	Caisse des Depots et Consignations, 0% DUE 03/20/09	1.1	2,943,788,142
25,000,000	NZD	Caisse des Depots et Consignations, 0% DUE 04/22/09	0.5	1,215,453,396
15,000,000	AUD	Caisse des Depots et Consignations, 0% DUE 04/30/09	0.4	936,766,185
25,000,000	NZD	Caisse des Depots et Consignations, 0% DUE 07/17/09	0.5	1,194,222,219
35,000,000	AUD	Caisse des Depots et Consignations, 0% DUE 08/05/09	0.8	2,134,242,574

フランス合計**17,118,295,711****ドイツ（0.7%）****銀行（0.7%）**

30,000,000	AUD	Landwirtschaftliche Rentenbank, 0% DUE 03/06/09	0.7	1,881,985,660
------------	-----	---	-----	---------------

アイスランド（3.4%）**銀行（3.4%）**

14,500,000,000	ISK	Central Bank of Iceland, 15.25% DUE 03/25/09	3.4	8,658,817,514
----------------	-----	--	-----	---------------

アイルランド（3.3%）**銀行（3.3%）**

90,000,000	PLN	Intesa Sanpaolo Bank Ireland PLC, 0% DUE 03/18/09	0.9	2,380,172,677
170,000,000	NOK	Intesa Sanpaolo Bank Ireland PLC, 0% DUE 03/17/09	0.9	2,354,304,276
30,000,000	EUR	Intesa Sanpaolo Bank Ireland PLC, 0% DUE 03/30/09	1.5	3,708,946,270

アイルランド合計**8,443,423,223**

イタリア（2.3%）**銀行（2.3%）**

180,000,000	PLN	UniCredit SpA, 0% DUE 03/18/09	1.9	4,758,843,703
2,500,000,000	HUF	UniCredit SpA, 0% DUE 03/19/09	0.4	1,027,231,659

イタリア合計**5,786,075,362****ルクセンブルグ（3.0%）****銀行（3.0%）**

25,000,000	GBP	Dexia Banque Internationale a Luxembourg SA, 0% DUE 03/31/09	1.4	3,485,366,841
33,000,000	EUR	Dexia Banque Internationale a Luxembourg SA, 0% DUE 03/31/09	1.6	4,080,279,758

ルクセンブルグ合計**7,565,646,599****オランダ（5.7%）****銀行（5.7%）**

50,000,000	AUD	Bank Nederlandse Gemeenten, 0% DUE 03/09/09	1.2	3,135,518,523
50,000,000	NZD	Bank Nederlandse Gemeenten, 0% DUE 03/09/09	1.0	2,454,958,830
50,000,000	NZD	Nederlandse Waterschapsbank NV, 0% DUE 03/09/09	1.0	2,454,910,473
80,000,000	NZD	Rabobank Nederland NV/Australia, 0% DUE 03/31/09	1.5	3,921,022,033
250,000,000	ZAR	Rabobank Nederland NV/Australia, 12.50% DUE 05/12/09	1.0	2,430,577,596

オランダ合計**14,396,987,455****ニュージーランド（0.4%）****銀行（0.4%）**

21,000,000	NZD	Westpac Securities NZ Ltd., 0% DUE 08/05/09	0.4	998,706,224
------------	-----	---	-----	-------------

ノルウェー（1.8%）**銀行（1.8%）**

7,000,000,000	HUF	DnB NOR Bank ASA, 0% DUE 03/17/09	1.1	2,879,784,925
100,000,000	DKK	DnB NOR Bank ASA, 0% DUE 03/19/09	0.7	1,658,603,006

ノルウェー合計**4,538,387,931****スウェーデン（5.0%）****銀行（3.7%）**

250,000,000	NOK	Nordea Bank AB, 0% DUE 03/16/09	1.4	3,461,719,433
200,000,000	NOK	Nordea Bank AB, 0% DUE 03/17/09	1.1	2,769,487,518
25,000,000	EUR	Swedbank AB, 0% DUE 03/18/09	1.2	3,090,859,369

9,322,066,320

政府系機関（1.3%）

245,000,000	NOK	Kommuninvest I Sverige, 3.57% DUE 03/23/09	1.3	3,397,382,371
-------------	-----	--	-----	---------------

スウェーデン合計**12,719,448,691****英国（10.3%）****銀行（10.3%）**

30,000,000	EUR	Bank of Scotland PLC, 0% DUE 03/20/09	1.5	3,709,578,064
20,000,000	GBP	Barclays Bank PLC, 0% DUE 03/06/09	1.1	2,790,661,504
25,000,000	GBP	Barclays Bank PLC, 0% DUE 03/09/09	1.4	3,487,642,280
30,000,000	EUR	Barclays Bank PLC, 0% DUE 03/25/09	1.5	3,711,198,417
25,000,000	GBP	Lloyds TSB Bank PLC, 0% DUE 03/09/09	1.4	3,487,418,216
35,000,000	GBP	Tesco PLC, 0% DUE 03/09/09	1.8	4,881,891,268
65,000,000	AUD	Tesco PLC, 0% DUE 04/07/09	1.6	4,047,567,499

英国合計

26,115,957,248

短期運用商品合計（取得原価169,322,463,690円）

148,665,111,722

投資合計（特定された取得原価326,544,936,242円）

94.5%

\

239,691,312,783

負債額を超過する現金及びその他の資産

5.5

14,022,882,682

純資産

100.0%

\

253,714,195,465

添付の注記参照

マルチカレンシーファンド

財務書類に対する注記

2009年2月28日現在

重要な会計方針の要約

見積の使用

添付の財務諸表は、アメリカ合衆国において一般に公正妥当と認められている会計原則に準拠して作成されている。一般に公正妥当と認められている会計原則に準拠した財務書類の作成に際し、ファンドは、決算日現在の資産及び負債の報告金額並びに偶発資産及び負債の開示、また報告期間における収益及び費用の報告金額に影響を与える見積及び仮定を行うよう要求されている。公正価値評価された投資対象の売却で実現した最終的な金額を含む実績は、見積と異なる可能性があり、そのような差異は重大である場合がある。

会計処理の基礎

証券取引は取引日基準で計上されている。利息収入は実効利回りベースで源泉徴収税を控除して計上されている。利息費用は発生主義で計上されている。証券取引による実現損益は、売却された証券に対する個別法で計算されている。

投資有価証券の評価

債券及びその他の確定利付証券は制限証券（短期債券以外で上場証券を含む）を含み、受託者の使用承認を得た価格決定サービス機関が提供する評価に基づき、当該証券が通常取引されている主要市場における最終売買価格で評価されている。すべての短期債券（原則として満期まで12ヵ月未満）は、満期日まで定額法を用いて償却原価で評価される。しかし、定期的に時価との比較照合が実施され、減損費用が不要であることを確認している。

2006年9月、米国財務会計基準審議会（以下、「FASB」という。）は財務会計基準書第157号「公正価値測定」（以下、「FAS 157」という。）を公表した。2008年3月1日付けで、ファンドはFAS 157を採用し、FAS 157に従って、公正価値は、当該投資資産又は負債の主要な市場、又は主要な市場が存在しない場合には最も有利な市場における独立した買い手との適時の取引においてファンドが投資資産を売却して受け取るであろう、又は負債を移転するために支払うであろう金額と定義されている。FAS 157は、(1) 市場参加者が資産又は負債の価格決定の際に使用するであろう仮定を反映し、報告主体とは独立した情報源から入手した市場データに基づく情報（観察可能な情報）と(2) 市場参加者が資産又は負債の価格決定の際に使用するであろう仮定についての報告主体自身の仮定を反映し、実際の状況下で得ることのできる最良の情報に基づく情報（観察不可能な情報）を区別することで、3段階の階層構造を確立し、開示のための公正価値測定の分類を確立している。ファンドの投資有価証券の価格の決定には、さまざまな情報が使用されている。それらの情報は、次に示す3つのレベルにまとめられる。

金融商品の公正価値

- ・レベル1 - 活発な市場における同一資産の市場価格
- ・レベル2 - 活発とみなされない市場における情報を含む、その他の重要な観察可能な情報（類似の投資資産の市場価格、金利、繰上返済スプレッド、クレジット・リスクなど）
- ・レベル3 - 重要な観察不可能な情報（投資資産の公正価値を判定する際のファンド自身の仮定を含む）

公正価値の階層における金融商品のレベルは、公正価値の測定に対して重要なすべての情報のレベルの中で最も低いものに基づいて決まる。しかし、何が「観察可能」なものに該当するかという決定には、投資顧問による重要な判断が必要となる。投資顧問は、観察可能な情報を、容易に入手可能で、定期的に公表又は更新され、信頼性があり検証可能で、専有情報ではなく、関係する市場に活発に参与している独立の情報源から提供されるマーケット情報とみなしている。金融商品の階層による分類は、当該商品の価格決定の透明性に基づくものであり、投資顧問が当該商品に対して認識しているリスクに必ずしも対応するものではない。

有価証券の評価に使用された情報や手法は、必ずしも当該証券への投資に伴うリスクの指標となるものではない。

公正価値で計上されるファンドの投資有価証券の評価の際に2009年2月28日現在で使用された情報は、以下のようにまとめられる。その他の金融商品は、注4に説明されている外国為替先渡契約に係る未実現損失から成る。

評価のための情報	有価証券への投資（円）	その他の金融商品（円）
レベル1 - 市場価格	-	-
レベル2 - その他の重要な観察可能な情報	239,691,312,783	(2,236,588)
レベル3 - 重要な観察不可能な情報	-	-
合計	239,691,312,783	(2,236,588)

外貨換算

日本円以外の通貨で保有されている資産及び負債は、財務書類の日付の為替レートで換算される。収益及び費用は、それらが実現した時点での為替レートで換算される。外貨取引から生じる実現・未実現損益は、それらが発生した年度の損益計算書に含まれる。

所得税

ケイマン諸島の現行法規に従い、ファンドの所得税、源泉徴収税、キャピタル・ゲイン課税及びその他税金の支払いは発生しない。ケイマン諸島以外の特定の管轄区域では、ファンドが受け取る配当金及び利子に対して、外国税金が源泉徴収されることがある。そのような管轄区域においてファンドが得たキャピタル・ゲインは、一般に外国所得税又は源泉徴収税の適用を受けない。ファンドは、いかなる管轄区域においても所得税の対象とはならないように業務を執行する。従って、当財務書類には税金に関する引当金は積み立てられていない。受益証券保有者は、個々の状況により、ファンドの課税所得の比例的持分に対して課税されることがある。

外国為替先渡契約

ファンドは、非円建て投資のすべて又は一部に係る為替リスクをヘッジするために、外国為替先渡契約を締結することがある。外国為替先渡契約を締結する際には、ファンドは、合意された将来日付において合意された価格で固定数量の外貨を受け渡すことに同意している。当契約は日次ベースで評価され、それに関するファンドの純資産は、契約日の為替先渡レートと報告日の先渡レートとの差額として測定された契約に係る未実現損益と表示され、貸借対照表に計上される。実現・未実現損益は損益計算書に計上される。これらの商品には、貸借対照表に認識されている金額以上の市場リスク、信用リスク、又はその両方のリスクが必然的に含まれる。リスクは、契約相手が当契約の条件を充たすことができない可能性、並びに通貨、証券価値及び金利の変動から生じる。すべての外国為替先渡契約は、ファンドの管理者と締結されている。

現金及び現金同等物

現金及び外貨は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマンに預託してある現金及び外貨から構成される。

新しい会計原則

2008年2月29日付けのファンドの財務書類は、米国財務会計基準審議会（以下、「FASB」という。）解釈指針第48号「法人所得税の不確実性に関する会計処理 - FASB基準書第109号の解釈指針」（以下、「FIN 48」という。）の適用をFIN48-2「特定の非公開企業に対するFASB解釈指針（FIN）第48号の適用日」（以下、「FSP 48-2」という。）に従って繰り延べることを運用担当者が選択したことを開示している。FSP 48-2によって、ファンドは、FIN 48の適用を、2007年12月15日より後に開始する年度まで繰り延べるができる。当時の分析に基づき、運用担当者は、FIN 48の適用がファンドの財務書類に対して重大な影響を与えることにはならないと判断した。

2008年12月30日、FASBは、FIN 48-3「特定の非公開企業に対するFASB解釈指針（FIN）第48号の適用日」（以下、「FSP 48-3」という。）を公表した。これによって、FIN 48の適用日が再度繰り延べられた。FSP 48-3によれば、早期の適用が行われない限り、FIN 48は、2010年2月28日にファンドに適用されることになる。運用担当者は、この繰り延べを利用することを選択し、不確実な税務ポジションに関係する負債が生じる可能性があり合理的に見積もることが可能な場合に限り、それらの負債が生じる。継続的分析に基づき、運用担当者は、FIN 48の適用がファンドの財務書類に対して重大な影響を与えることにはならないと判断した。しかし、FIN 48に関する運用担当者の結論は、税法、規制及びそれについての解釈、並びにその他の要因の継続的な分析に基づいて、後日再検討及び調整の対象となることがある。

FIN 48は、運用担当者に対して、ファンドの税務ポジションが、該当する税務当局による審査（関係する申し立てや訴訟の決定を含む）において認められる可能性が高いかどうかをポジションのテクニカル・メリットに基づいて判定することを要求している。認識される税務上の利益は、最終確定時に実現される可能性が50%を超え、純資産が減少するような租税債務を計上することがある最大額の利益として測定される。FIN 48は、当初適用時にすべての既存の税務ポジションに対して適用する必要がある、累積的效果がある場合には、適用時に純資産の期首残高に対する調整として報告することになっている。

2007年9月、財務会計基準書第161号「デリバティブ商品及びヘッジ活動に関する開示」（以下、「SFAS 161」という。）が公表され、2008年11月15日より後に開始する会計年度及び中間期に適用される。SFAS 161は、ファンドがデリバティブ商品に投資する理由、会計上の取り扱い及びデリバティブが財務パフォーマンスに及ぼす影響について情報を提供するための開示の強化を要求している。

2.「マネー・マーケット・マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

マネー・マーケット・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科目	対象年月日	平成21年4月13日現在	平成21年10月13日現在
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		198,241,091	156,257,163
国債証券		-	109,955,368
現先取引勘定		229,921,900	139,947,640
流動資産合計		428,162,991	406,160,171
資産合計		428,162,991	406,160,171
負債の部			
流動負債			
未払金		-	19,992,000
未払解約金		-	168,351
流動負債合計		-	20,160,351
負債合計		-	20,160,351
純資産の部			
元本等			
元本		423,109,483	381,232,583
剰余金			
剰余金又は欠損金 ()		5,053,508	4,767,237
元本等合計		428,162,991	385,999,820
純資産合計		428,162,991	385,999,820
負債純資産合計		428,162,991	406,160,171

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	対象期間 自 平成20年10月15日 至 平成21年4月13日	自 平成21年4月14日 至 平成21年10月13日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は金融商品取引所等が発表する基準値で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	国債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左 (3) 時価が入手できなかった有価証券 同左

（貸借対照表に関する注記）

平成21年4月13日現在			平成21年10月13日現在		
1.	期首	平成20年10月15日	1.	期首	平成21年4月14日
	期首元本額	527,284,280 円		期首元本額	423,109,483 円
	期首からの追加設定元本額	129,164,721 円		期首からの追加設定元本額	64,879,482 円
	期首からの解約元本額	233,339,518 円		期首からの解約元本額	106,756,382 円
	平成21年4月13日現在の元本の内訳			平成21年10月13日現在の元本の内訳	
	ピムコ・ハイイールド・ファン ド Aコース（為替ヘッジなし）	75,000,900 円		ピムコ・ハイイールド・ファン ド Aコース（為替ヘッジなし）	22,552,072 円
	ピムコ・ハイイールド・ファン ド Bコース（為替ヘッジあり）	6,003,099 円		ピムコ・ハイイールド・ファン ド Bコース（為替ヘッジあり）	1,972,958 円
	働くサイフ	8,992,806 円		働くサイフ	8,992,806 円
	世界のサイフ	184,154,740 円		世界のサイフ	212,388,442 円
	グローバル ウォーター ファンド	1,592,111 円		グローバル ウォーター ファンド	2,051,025 円
	グローバル・カレンシー・ファ ンド（毎月決算型）	74,461,337 円		グローバル・カレンシー・ファ ンド（毎月決算型）	75,779,278 円
	世界のサイフ（資産成長型）	124,509 円		世界のサイフ（資産成長型）	222,309 円
	日興インフレ戦略ファンド（毎 月分配型）	36,771,428 円		日興インフレ戦略ファンド（毎 月分配型）	28,095,424 円
	日興インフレ戦略ファンド（資 産成長型）	36,008,553 円		日興インフレ戦略ファンド（資 産成長型）	29,178,269 円
	（合計）	423,109,483 円		（合計）	381,232,583 円
2.	本報告書における開示対象ファ ンドの特定期間末日における当 該親投資信託の受益権の総数	423,109,483 口	2.	本報告書における開示対象ファ ンドの特定期間末日における当 該親投資信託の受益権の総数	381,232,583 口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

（有価証券に関する注記）

対象期間（自 平成20年10月15日 至 平成21年4月13日）

該当事項はありません。

対象期間（自 平成21年4月14日 至 平成21年10月13日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	109,955,368	11,068
合計	109,955,368	11,068

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

平成21年4月13日現在		平成21年10月13日現在	
1口当たり純資産額	1.0119 円	1口当たり純資産額	1.0125 円
（1万口当たり純資産額）	（10,119 円）	（1万口当たり純資産額）	（10,125 円）

(3) 附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(邦貨建債券)

(単位 : 円)

種 類	銘 柄		券面総額	評価額	備 考
国債証券	0074 0044	国庫短期証券 第 4 4 回	10,000,000	9,994,172	
	0074 0047	国庫短期証券 第 4 7 回	20,000,000	19,997,303	
	0074 0055	国庫短期証券 第 5 5 回	20,000,000	19,994,475	
	0074 0057	国庫短期証券 第 5 7 回	20,000,000	19,993,662	
	0074 0059	国庫短期証券 第 5 9 回	20,000,000	19,983,756	
	0074 0061	国庫短期証券 第 6 1 回	20,000,000	19,992,000	
国債証券 計			110,000,000	109,955,368	
合計			110,000,000	109,955,368	

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は平成21年10月30日現在です。

【純資産額計算書】

資産総額	77,245,664,743	円
負債総額	273,801,414	円
純資産総額（ - ）	76,971,863,329	円
発行済数量	126,508,316,450	口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.6084	円

（参考）マネー・マーケット・マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	394,952,756	円
負債総額	546,316	円
純資産総額（ - ）	394,406,440	円
発行済数量	389,514,298	口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.0126	円

第5【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）
第1特定期間（2007年6月22日～2007年10月15日）	116,079,419,360	745,747,696
第2特定期間（2007年10月16日～2008年4月14日）	30,566,409,874	5,564,767,779
第3特定期間（2008年4月15日～2008年10月14日）	18,151,099,813	10,220,632,648
第4特定期間（2008年10月15日～2009年4月13日）	2,087,581,966	10,911,539,085
第5特定期間（2009年4月14日～2009年10月13日）	2,683,485,577	13,008,539,484

（注）第1特定期間の設定数量には、当初設定数量を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成21年11月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	220,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

●過去5年間における主な資本金の増減

年月日	変更後（変更前）
平成18年7月6日	16,223,228,400円（16,174,272,500円）
平成19年4月13日	16,287,728,400円（16,223,228,400円）
平成20年6月23日	16,403,045,900円（16,287,728,400円）
平成21年10月1日	17,363,045,900円（16,403,045,900円）

(2) 会社の意思決定機構

・株主総会

取締役・監査役などの選任、定款変更などに係る決議などを行ないます。

毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年4月1日から3ヵ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行について監督します。

10名以内の取締役で構成され、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役若干名を選任します。また、取締役中より取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができます。

・監査役会

5名以内の監査役で構成され、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定します。

（平成21年11月末現在）

(3) 運用の意思決定プロセス

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用に関するリスク・パフォーマンスの評価と分析および法令など遵守状況のモニタリングとリスクの管理については、運用部門から独立したリスク管理業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、平成21年11月末現在の投資信託などは次の通りです。

種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	367	62,041
株式投資信託	290	49,674
単位型	41	963
追加型	249	48,710
公社債投資信託	77	12,367
単位型	60	963
追加型	17	11,403
投資法人合計	1	39

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第49期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて、第50期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第49期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第50期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：百万円）

	第49期 (平成20年 3 月31日)		第50期 (平成21年 3 月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		35,432		27,759
有価証券		337		—
前払費用		407		393
未収入金		7		3,869
未収委託者報酬		10,138		5,506
未収収益	3	712	3	582
立替金		190		222
繰延税金資産		1,901		862
その他	2	30	2	30
流動資産合計		49,158		39,226
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	843	1	313
器具備品	1	548	1	346
有形固定資産合計		1,391		660
無形固定資産				
ソフトウェア		109		73
電話加入権等		21		21
無形固定資産合計		131		94
投資その他の資産				
投資有価証券		4,274		1,243
関係会社株式		8,154		7,719
関係会社長期貸付金		60		60
長期差入保証金		1,062		1,037
繰延税金資産		661		1,218
その他		2		0
子会社投資損失引当金		576		576
投資その他の資産合計		13,639		10,702
固定資産合計		15,162		11,458
資産合計		64,321		50,684

(単位：百万円)

	第49期 (平成20年 3月31日)	第50期 (平成21年 3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	150	181
未払金	5,073	2,811
未払収益分配金	7	7
未払償還金	353	187
未払手数料	4,378	2,391
その他未払金	333	225
未払費用	3 6,697	3 3,701
未払法人税等	5,651	—
未払消費税等	424	—
賞与引当金	2,855	1,821
役員賞与引当金	320	191
その他	212	16
流動負債合計	21,384	8,723
固定負債		
退職給付引当金	624	612
その他	102	102
固定負債合計	727	714
負債合計	22,112	9,438
純資産の部		
株主資本		
資本金	16,287	16,403
資本剰余金		
資本準備金	4,157	4,272
その他資本剰余金	4	4
資本剰余金合計	4,161	4,277
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	21,660	20,593
利益剰余金合計	21,660	20,593
株主資本合計	42,109	41,273
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	99	26
評価・換算差額等合計	99	26
純資産合計	42,208	41,246
負債純資産合計	64,321	50,684

（２）【損益計算書】

(単位：百万円)

	第49期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	第50期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	87,292	56,567
その他営業収益	3,894	2,962
営業収益計	91,186	59,529
営業費用		
支払手数料	36,598	27,877
広告宣伝費	4,770	1,298
公告費	42	17
受益証券発行費	13	—
調査費	17,679	12,861
調査費	868	854
委託調査費	16,792	11,990
図書費	19	15
委託計算費	554	491
営業雑経費	1,002	714
通信費	237	190
印刷費	430	340
協会費	44	49
諸会費	9	7
その他	280	126
営業費用計	60,661	43,260
一般管理費		
給料	8,005	7,124
役員報酬	220	228
役員賞与引当金繰入額	320	191
給料・手当	4,578	4,879
賞与	31	4
賞与引当金繰入額	2,855	1,821
交際費	100	79
寄付金	19	33
旅費交通費	446	264
租税公課	341	255
不動産賃借料	1,164	921
退職給付費用	327	336
退職金	231	14
固定資産減価償却費	446	801
諸経費	3,806	2,992
一般管理費計	14,890	12,824
営業利益	15,634	3,444

(単位：百万円)

	第49期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	第50期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
営業外収益		
受取利息	1	2
受取配当金	63	710
有価証券売却益	—	160
有価証券償還益	—	73
時効成立分配金・償還金	689	106
その他	71	122
営業外収益計	826	1,176
営業外費用		
支払利息	16	15
有価証券売却損	—	51
有価証券償還損	—	200
時効成立後支払分配金・償還金	90	129
弁護士報酬等	31	37
その他	12	2
営業外費用計	150	438
経常利益	16,310	4,182
特別利益		
投資有価証券売却益	560	38
特別利益計	560	38
特別損失		
投資有価証券売却損	390	226
投資有価証券評価損	—	569
関係会社株式評価損	2,618	454
固定資産処分損	46	0
移転費用	110	—
割増退職金	—	433
その他	7	—
特別損失計	3,172	1,685
税引前当期純利益	13,697	2,535
法人税、住民税及び事業税	7,266	273
法人税等調整額	1,581	568
法人税等合計	5,685	842
当期純利益	8,012	1,693

（３）【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	第49期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	第50期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	16,223	16,287
当期変動額		
新株の発行	64	115
当期変動額合計	64	115
当期末残高	16,287	16,403
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	4,092	4,157
当期変動額		
新株の発行	64	115
当期変動額合計	64	115
当期末残高	4,157	4,272
その他資本剰余金		
前期末残高	4	4
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	4	4
資本剰余金合計		
前期末残高	4,097	4,161
当期変動額		
新株の発行	64	115
当期変動額合計	64	115
当期末残高	4,161	4,277
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	20,616	21,660
当期変動額		
剰余金の配当	6,969	2,760
当期純利益	8,012	1,693
当期変動額合計	1,043	1,067
当期末残高	21,660	20,593
利益剰余金合計		
前期末残高	20,616	21,660
当期変動額		
剰余金の配当	6,969	2,760
当期純利益	8,012	1,693
当期変動額合計	1,043	1,067
当期末残高	21,660	20,593

(単位：百万円)

	第49期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	第50期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
株主資本合計		
前期末残高	40,937	42,109
当期変動額		
新株の発行	129	230
剰余金の配当	6,969	2,760
当期純利益	8,012	1,693
当期変動額合計	1,172	836
当期末残高	42,109	41,273
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	682	99
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	582	126
当期変動額合計	582	126
当期末残高	99	26
評価・換算差額等合計		
前期末残高	682	99
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	582	126
当期変動額合計	582	126
当期末残高	99	26
純資産合計		
前期末残高	41,619	42,208
当期変動額		
新株の発行	129	230
剰余金の配当	6,969	2,760
当期純利益	8,012	1,693
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	582	126
当期変動額合計	589	962
当期末残高	42,208	41,246

重要な会計方針

	第49期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	第50期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時 価法(評価差額は、全部純資産直入 法により処理し、売却原価は、総平 均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法	(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2 固定資産の減価償却の方 法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りで あります。 建物 4 年 器具備品 4 年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。た だし、ソフトウェア(自社利用分)に ついては、社内における利用可能期 間(5 年)に基づく定額法によってお ります。	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りで あります。 建物 4 年 器具備品 4 年～20年 (2) 無形固定資産 同左
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充て るため、支払見込額に基づき当事業 年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てる ため、支払見込額に基づき当事業年 度の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当 事業年度末における退職給付債務及 び年金資産の見込額に基づき計上し ております。 数理計算上の差異は、各事業年度の 発生時における従業員の平均残存勤 務期間以内の一定の年数(10年)按分 した額をそれぞれ発生の翌事業年度 から費用処理することとしておりま す。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左

	第49期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	第50期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
4 リース取引の処理方法	(4) 子会社投資損失引当金 子会社株式の実質価額の低下による損失に備えて、純資産価額等を勘案して必要と認められる額を計上しております。 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	(4) 子会社投資損失引当金 同左 —
5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。	消費税等の会計処理 同左

会計方針の変更

第49期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	第50期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
(固定資産の減価償却の方法) 法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年 3 月30日 法律第 6 号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年 3 月30日 政令第83号))に伴い、当事業年度より、平成19年 4 月 1 日以降に取得したもののについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。これにより、従来の方法によった場合に比べて、営業利益、経常利益、税引前当期純利益が63百万円、当期純利益が37百万円それぞれ減少しております。	—

表示方法の変更

第49期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	第50期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)の別紙様式に基づき、前事業年度において「現金」及び「預金」として掲記されていたものは、当事業年度より「現金・預金」と表示しております。	—

注記事項

（貸借対照表関係）

第49期 (平成20年 3 月31日)	第50期 (平成21年 3 月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 166百万円 器具備品 210百万円 2 信託資産 その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、日興シティ信託銀行株式会社に信託しております。 3 関係会社に対する資産及び負債は次の通りであります。 (流動資産) 未収収益 77百万円 (流動負債) 未払費用 693百万円 4 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Limited がロンドン ウォール リミテッド パートナシップに支払うオフィス賃借料等の債務138百万円に対して保証を行っております。	1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 704百万円 器具備品 424百万円 2 信託資産 その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、日興シティ信託銀行株式会社に信託しております。 3 関係会社に対する資産及び負債は次の通りであります。 (流動資産) 未収収益 28百万円 (流動負債) 未払費用 272百万円 4 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Limited がロンドン ウォール リミテッド パートナシップに支払うオフィス賃借料等の債務64百万円に対して保証を行っております。

（損益計算書関係）

第49期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	第50期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
—	1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次の通りであります。 受取配当金 703百万円

(株主資本等変動計算書関係)

第49期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	183,402,500	645,000	—	184,047,500

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加645,000株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
			前事業 年度末	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
提出会 社	平成16年度 ストックオプション(1)	普通株式	6,000,000	-	-	6,000,000	-
	平成16年度 ストックオプション(2)	普通株式	6,000,000	-	-	6,000,000	-
	平成16年度 ストックオプション(3)	普通株式	6,520,000	-	520,000	6,000,000	-
	平成17年度 ストックオプション	普通株式	3,450,000	-	310,000	3,140,000	-
	平成18年度 ストックオプション	普通株式	1,550,000	-	80,000	1,470,000	-
	平成19年度 ストックオプション(1)	普通株式	-	4,250,000	110,000	4,140,000	-
	平成19年度 ストックオプション(2)	普通株式	-	30,000	-	30,000	-
合計			23,520,000	4,280,000	1,020,000	26,780,000	-

- (注) 1 平成16年度ストックオプション(1)及び平成16年度ストックオプション(2)は、権利行使期間の初日が到来しております。
- 2 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション、平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。
- 3 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション及び平成19年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。
- 4 平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年5月23日 取締役会	普通株式	6,969	38	平成19年3月31日	平成19年6月21日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月23日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,760	15	平成20年3月31日	平成20年6月10日

第50期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	184,047,500	965,000	—	185,012,500

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加965,000株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
			前事業 年度末	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
提出 会社	平成16年度 ストックオプション(1)	普通株式	6,000,000	-	-	6,000,000	-
	平成16年度 ストックオプション(2)	普通株式	6,000,000	-	-	6,000,000	-
	平成16年度 ストックオプション(3)	普通株式	6,000,000	-	670,000	5,330,000	-
	平成17年度 ストックオプション	普通株式	3,140,000	-	300,000	2,840,000	-
	平成18年度 ストックオプション	普通株式	1,470,000	-	150,000	1,320,000	-
	平成19年度 ストックオプション(1)	普通株式	4,140,000	-	530,000	3,610,000	-
	平成19年度 ストックオプション(2)	普通株式	30,000	-	-	30,000	-
合計			26,780,000	-	1,650,000	25,130,000	-

- (注) 1 平成16年度ストックオプション(1)及び平成16年度ストックオプション(2)は、権利行使期間の初日が到来しております。
- 2 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション、平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。
- 3 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション及び平成19年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年5月23日 取締役会	普通株式	2,760	15	平成20年3月31日	平成20年6月10日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの現時点で未定であります。

（リース取引関係）

第49期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	第50期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 当事業年度中にリース契約が終了し、金額が僅少であるため、注記を省略しております。	1 ファイナンス・リース取引 —
2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料	2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料
1 年内 906百万円	1 年内 906百万円
1 年超 1,849百万円	1 年超 942百万円
合計 2,755百万円	合計 1,849百万円

（有価証券関係）

第49期(自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種 類	取 得 原 価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	7	27	19
	そ の 他	2,667	3,071	403
	小 計	2,675	3,098	423
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	そ の 他	1,545	1,289	255
	小 計	1,545	1,289	255
合 計		4,220	4,388	167

(注) 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

売 却 額	売 却 益 の 合 計 額	売 却 損 の 合 計 額
8,079	560	390

3 時価評価されていない有価証券

その他有価証券

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
非上場株式	124
その他 投 資 証 券	100
合 計	224

(注) 当事業年度において、その他有価証券で時価評価されていない株式7百万円につき、株式の実質価額の低下を考慮し、減損処理を行っております。

4 その他有価証券のうち満期があるものの決算日後における償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
その他有価証券 その他 投資信託	337	1,078	792	1,112
合 計	337	1,078	792	1,112

5 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差 額
子会社株式	905	787	117
合 計	905	787	117

第50期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種 類	取 得 原 価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	7	12	5
	そ の 他	273	299	25
	小 計	280	312	31
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	そ の 他	836	759	76
	小 計	836	759	76
合 計		1,117	1,072	45

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当事業年度については、269百万円の減損処理を行っております。減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

売 却 額	売 却 益 の 合 計 額	売 却 損 の 合 計 額
3,196	199	278

3 時価評価されていない有価証券
その他有価証券

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
非上場株式	121
その他 投資証券	50
合 計	171

(注) 当事業年度において、その他有価証券で時価評価されていない投資証券につき、投資証券の実質価額の低下を考慮し、50百万円の減損処理を行っております。

4 その他有価証券のうち満期があるものの決算日後における償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
その他有価証券 その他 投資信託	-	-	504	442
合 計	-	-	504	442

5 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差 額
子会社株式	500	499	1
合 計	500	499	1

（注）当事業年度において、時価のある子会社株式につき、時価が著しく下落し回復する見込があると認められないため、404百万円の減損処理を行っております。

（持分法損益等）

第49期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第50期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 （単位：百万円） (1) 関連会社に対する投資の金額 2,892 (2) 持分法を適用した場合の投資の金額 4,201 (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,519	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 （単位：百万円） (1) 関連会社に対する投資の金額 2,892 (2) 持分法を適用した場合の投資の金額 4,495 (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,019

（退職給付関係）

第49期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第50期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
1 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定拠出型企業年金制度、キャッシュバランスプラン型退職金制度、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。	1 採用している退職給付制度の概要 同左
2 退職給付債務に関する事項 （単位：百万円） イ 退職給付債務 1,502 ロ 年金資産 688 ハ 未積立退職給付債務 813 ニ 未認識数理計算上の差異 188 ホ 退職給付引当金残高 624	2 退職給付債務に関する事項 （単位：百万円） イ 退職給付債務 1,429 ロ 年金資産 676 ハ 未積立退職給付債務 753 ニ 未認識数理計算上の差異 141 ホ 退職給付引当金残高 612
3 退職給付費用に関する事項 （単位：百万円） イ 勤務費用 96 ロ 利息費用 29 ハ 期待運用収益 5 ニ 数理計算上の差異の費用処理額 32 ホ 確定拠出型企業年金への掛金 174 ヘ 退職給付費用合計 327	3 退職給付費用に関する事項 （単位：百万円） イ 勤務費用 107 ロ 利息費用 30 ハ 期待運用収益 5 ニ 数理計算上の差異の費用処理額 34 ホ 確定拠出型企業年金への掛金 169 ヘ 退職給付費用合計 336

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項		4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	
イ 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例	イ 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例
ロ 割引率	2.0%	ロ 割引率	2.0%
ハ 期待運用収益率	0.7%	ハ 期待運用収益率	0.7%
ニ 数理計算上の差異の処理年数	10年	ニ 数理計算上の差異の処理年数	10年
		5 割増退職金に関する事項	
		(単位：百万円)	
イ 流動負債		16	
ロ 割増退職金		433	

(ストックオプション等関係)

第49期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名	当社の取締役 1名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)1	普通株式 6,070,000株	普通株式 6,070,000株
付与日	平成16年8月31日	平成16年8月31日
権利確定条件	平成17年3月24日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年4月24日から平成19年3月24日まで各24日にそれぞれ170,000株の権利が確定	平成17年7月8日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年8月8日から平成19年7月8日まで各8日にそれぞれ170,000株の権利が確定
対象勤務期間	平成16年8月31日から平成19年3月23日まで	平成16年8月31日から平成19年7月7日まで
権利行使期間	平成16年8月31日から平成26年3月24日まで	平成16年8月31日から平成26年7月8日まで

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 97名	当社の従業員及び関係会社の取締役・従業員 147名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)1	普通株式 7,640,000株	普通株式 3,710,000株
付与日	平成17年1月11日、平成17年1月28日 平成17年5月24日、平成17年6月22日	平成18年2月14日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成18年6月24日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。	上場がなされた日又は平成19年6月23日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。
対象勤務期間	それぞれの付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成18年6月24日から平成26年6月23日まで	平成19年6月23日から平成27年6月22日まで

	平成18年度ストックオプション	
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の従業員 115名	当社及び関係会社の従業員 11名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）1	普通株式 1,270,000株	普通株式 340,000株
付与日	平成18年4月28日	平成18年7月18日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成21年4月28日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から3年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の4分の1ずつ権利確定する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から3年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成21年4月28日から平成28年4月27日まで	同左

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 124名	当社の従業員 1名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）1	普通株式 4,250,000株	普通株式 30,000株
付与日	平成19年7月27日	平成20年3月31日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成21年7月19日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。	上場がなされた日又は平成22年3月19日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成21年7月19日から平成29年7月18日まで	平成22年3月19日から平成30年3月18日まで

（注） 1 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

ストックオプション（新株予約権）の数

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年 8 月31日	平成16年 8 月31日
権利確定前(株)		
期首	—	680,000
付与	—	0
失効	—	0
権利確定	—	680,000
権利未確定残	—	0
権利確定後(株)		
期首	6,000,000	5,320,000
権利確定	0	680,000
権利行使	0	0
失効	0	0
権利未行使残	6,000,000	6,000,000

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年 1 月11日、平成17年 1 月28日 平成17年 5 月24日、平成17年 6 月22日	平成18年 2 月14日
権利確定前(株)		
期首	6,520,000	3,450,000
付与	0	0
失効	520,000	310,000
権利確定	0	0
権利未確定残	6,000,000	3,140,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年 4 月28日	平成18年 7 月18日
権利確定前(株)		
期首	1,220,000	330,000
付与	0	0
失効	80,000	0
権利確定	0	0
権利未確定残	1,140,000	330,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与日	平成19年 7 月27日	平成20年 3 月31日
権利確定前(株)		
期首	0	0
付与	4,250,000	30,000
失効	110,000	0
権利確定	0	0
権利未確定残	4,140,000	30,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年 8 月31日	平成16年 8 月31日
権利行使価格(円) (注) 1	15,823(分割後159)	同左
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 2、3	—	—

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年 1 月11日、平成17年 1 月28日 平成17年 5 月24日、平成17年 6 月22日	平成18年 2 月14日
権利行使価格(円) (注) 1	15,823(分割後159)	17,666(分割後177)
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 2、3	—	—

	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年 4 月28日	平成18年 7 月18日
権利行使価格(円) (注) 1	19,981(分割後200)	同左
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 2、3	—	0

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与日	平成19年 7 月27日	平成20年 3 月31日
権利行使価格(円) (注) 1	450	同左
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 2、3	0	0

(注) 1 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月 6 日付けで、普通株式 1 株を100株とする株式分割を行っております。

- 平成16年度ストックオプション(1)(2)(3)、平成17年度ストックオプション及び平成18年度ストックオプションのうち平成18年 4 月28日付与ストックオプションについては、会社法の施行日前に付与されたストックオプションであるため、記載しておりません。
- 平成18年度ストックオプションのうち平成18年 7 月18日付与ストックオプション、平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)については、公正な評価単価に代え、本源的価値（DCF法による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

第50期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名	当社の取締役 1名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)1	普通株式 6,070,000株	普通株式 6,070,000株
付与日	平成16年8月31日	平成16年8月31日
権利確定条件	平成17年3月24日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年4月24日から平成19年3月24日まで各24日にそれぞれ170,000株の権利が確定	平成17年7月8日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年8月8日から平成19年7月8日まで各8日にそれぞれ170,000株の権利が確定
対象勤務期間	平成16年8月31日から平成19年3月23日まで	平成16年8月31日から平成19年7月7日まで
権利行使期間	平成16年8月31日から平成26年3月24日まで	平成16年8月31日から平成26年7月8日まで

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 97名	当社の従業員及び関係会社の取締役・従業員 147名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)1	普通株式 7,640,000株	普通株式 3,710,000株
付与日	平成17年1月11日、平成17年1月28日 平成17年5月24日、平成17年6月22日	平成18年2月14日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成18年6月24日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。	上場がなされた日又は平成19年6月23日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。
対象勤務期間	それぞれの付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成18年6月24日から平成26年6月23日まで	平成19年6月23日から平成27年6月22日まで

	平成18年度ストックオプション	
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の従業員 115名	当社及び関係会社の従業員 11名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）1	普通株式 1,270,000株	普通株式 340,000株
付与日	平成18年4月28日	平成18年7月18日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成21年4月28日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から3年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の4分の1ずつ権利確定する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から3年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成21年4月28日から平成28年4月27日まで	同左

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 124名	当社の従業員 1名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）1	普通株式 4,250,000株	普通株式 30,000株
付与日	平成19年7月27日	平成20年3月31日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成21年7月19日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。	上場がなされた日又は平成22年3月19日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成21年7月19日から平成29年7月18日まで	平成22年3月19日から平成30年3月18日まで

（注） 1 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

ストックオプション（新株予約権）の数

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年 8 月31日	平成16年 8 月31日
権利確定前(株)		
期首	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
権利未確定残	—	—
権利確定後(株)		
期首	6,000,000	6,000,000
権利確定	0	0
権利行使	0	0
失効	0	0
権利未行使残	6,000,000	6,000,000

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年 1 月11日、平成17年 1 月28日 平成17年 5 月24日、平成17年 6 月22日	平成18年 2 月14日
権利確定前(株)		
期首	6,000,000	3,140,000
付与	0	0
失効	670,000	300,000
権利確定	0	0
権利未確定残	5,330,000	2,840,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年 4 月28日	平成18年 7 月18日
権利確定前(株)		
期首	1,140,000	330,000
付与	0	0
失効	120,000	30,000
権利確定	0	0
権利未確定残	1,020,000	300,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与日	平成19年 7 月27日	平成20年 3 月31日
権利確定前(株)		
期首	4,140,000	30,000
付与	0	0
失効	530,000	0
権利確定	0	0
権利未確定残	3,610,000	30,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年 8 月31日	平成16年 8 月31日
権利行使価格(円) (注) 1	15,823(分割後159)	同左
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 2、3	—	—

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年 1 月11日、平成17年 1 月28日 平成17年 5 月24日、平成17年 6 月22日	平成18年 2 月14日
権利行使価格(円) (注) 1	15,823(分割後159)	17,666(分割後177)
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 2、3	—	—

	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年 4 月28日	平成18年 7 月18日
権利行使価格(円) (注) 1	19,981(分割後200)	同左
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 2、3	—	0

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与日	平成19年 7 月27日	平成20年 3 月31日
権利行使価格(円) (注) 1	450	同左
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 2、3	0	0

(注) 1 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月 6 日付けで、普通株式 1 株を100株とする株式分割を行っております。

2 平成16年度ストックオプション(1)(2)(3)、平成17年度ストックオプション及び平成18年度ストックオプションのうち平成18年 4 月28日付与ストックオプションについては、会社法の施行日前に付与されたストックオプションであるため、記載しておりません。

3 平成18年度ストックオプションのうち平成18年 7 月18日付与ストックオプション、平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)については、公正な評価単価に代え、本源的価値（DCF法による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

4 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 169百万円

（税効果会計関係）

第49期 (平成20年3月31日)	第50期 (平成21年3月31日)																																												
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円) 繰延税金資産(流動) <table> <tr> <td>賞与引当金繰入超過額</td><td>1,161</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>551</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>188</td></tr> <tr> <td></td><td><u>1,901</u></td></tr> </table> 繰延税金資産(固定) <table> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td><td>254</td></tr> <tr> <td>子会社投資損失引当金</td><td>234</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>240</td></tr> <tr> <td></td><td><u>729</u></td></tr> </table> 繰延税金資産合計 2,630 繰延税金負債(固定) <table> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>68</td></tr> <tr> <td></td><td><u>68</u></td></tr> </table> 繰延税金負債合計 68 繰延税金資産の純額 2,562	賞与引当金繰入超過額	1,161	未払事業税	551	その他	188		<u>1,901</u>	退職給付引当金超過額	254	子会社投資損失引当金	234	その他	240		<u>729</u>	その他有価証券評価差額金	68		<u>68</u>	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円) 繰延税金資産(流動) <table> <tr> <td>賞与引当金繰入超過額</td><td>895</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>182</td></tr> <tr> <td></td><td><u>1,078</u></td></tr> </table> 繰延税金資産(固定) <table> <tr> <td>投資有価証券等評価損</td><td>171</td></tr> <tr> <td>関係会社株式評価損</td><td>185</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td><td>249</td></tr> <tr> <td>子会社投資損失引当金</td><td>234</td></tr> <tr> <td>固定資産減価償却超過額</td><td>215</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>162</td></tr> <tr> <td></td><td><u>1,218</u></td></tr> </table> 繰延税金資産合計 2,297 繰延税金負債(流動) <table> <tr> <td>事業税中間納付還付予定額</td><td>216</td></tr> <tr> <td></td><td><u>216</u></td></tr> </table> 繰延税金負債合計 216 繰延税金資産の純額 2,080	賞与引当金繰入超過額	895	その他	182		<u>1,078</u>	投資有価証券等評価損	171	関係会社株式評価損	185	退職給付引当金超過額	249	子会社投資損失引当金	234	固定資産減価償却超過額	215	その他	162		<u>1,218</u>	事業税中間納付還付予定額	216		<u>216</u>
賞与引当金繰入超過額	1,161																																												
未払事業税	551																																												
その他	188																																												
	<u>1,901</u>																																												
退職給付引当金超過額	254																																												
子会社投資損失引当金	234																																												
その他	240																																												
	<u>729</u>																																												
その他有価証券評価差額金	68																																												
	<u>68</u>																																												
賞与引当金繰入超過額	895																																												
その他	182																																												
	<u>1,078</u>																																												
投資有価証券等評価損	171																																												
関係会社株式評価損	185																																												
退職給付引当金超過額	249																																												
子会社投資損失引当金	234																																												
固定資産減価償却超過額	215																																												
その他	162																																												
	<u>1,218</u>																																												
事業税中間納付還付予定額	216																																												
	<u>216</u>																																												
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>40.6%</td></tr> <tr> <td>(調整)</td><td></td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>3.6%</td></tr> <tr> <td>外国税額控除の影響額等</td><td>11.0%</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td><u>33.2%</u></td></tr> </table>	法定実効税率	40.6%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	3.6%	外国税額控除の影響額等	11.0%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>33.2%</u>																																		
法定実効税率	40.6%																																												
(調整)																																													
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.6%																																												
外国税額控除の影響額等	11.0%																																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>33.2%</u>																																												

（関連当事者情報）

第49期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(平成18年10月17日 企業会計基準委員会 企業会計基準第11号)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(平成18年10月17日 企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第13号)を早期に適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に加えて、親会社又は重要な関連会社に関する注記が開示対象に追加されております。

1 関連当事者との取引

(1) 関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社を持つ会社	日興コー ディアル証 券株式会社	東京都 千代田区	100,000	証券業	なし	投資信託受 益証券の募 集販売	信託約款に定 める受益者に 対する収益分 配金及び償還 金の支払委託 に係る代行手 数料の支払 (注1)	19,162	未払手数料	2,977

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、未払手数料の期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち委託者報酬分を、市場価格を勘案し両者協議の上配分を合理的に決定しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

Citigroup Inc.(ニューヨーク証券取引所等に上場)

シティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社

株式会社日興コーディアルグループ

(注) 平成20年5月1日、シティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社と株式会社日興コーディアルグループは合併し、日興シティホールディングス株式会社に名称変更しております。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下の通りであります。なお、下記数値は平成19年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	8,817百万円
負債合計	2,727百万円
純資産合計	6,090百万円

営業収益	13,173百万円
税引前当期純利益	5,719百万円
当期純利益	4,873百万円

第50期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	日興コーディアル証券株式会社	東京都千代田区	100,000	証券業	なし	投資信託受益証券の募集販売	信託約款に定める受益者に対する収益分配金及び償還金の支払委託に係る代行手数料の支払(注1)	13,541	未払手数料	1,406

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、未払手数料の期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち委託者報酬分を、市場価格を勘案し両者協議の上分配を合理的に決定しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

Citigroup Inc.(ニューヨーク証券取引所等に上場)

日興シティホールディングス株式会社

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情

報は以下の通りであります。なお、下記数値は平成20年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	6,747百万円
負債合計	1,977百万円
純資産合計	4,769百万円

営業収益	10,700百万円
税引前当期純利益	3,968百万円
当期純利益	3,255百万円

（１株当たり情報）

第49期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)		第50期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	
1株当たり純資産額	229円33銭	1株当たり純資産額	222円93銭
1株当たり当期純利益	43円54銭	1株当たり当期純利益	9円16銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。	

（注）算定上の基礎

１ 1株当たり純資産額

項目	第49期 (平成20年 3 月31日)	第50期 (平成21年 3 月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額（百万円）	-	41,246
普通株式に係る純資産額（百万円）	-	41,246
差額の主な内訳（百万円）		
新株予約権	-	-
普通株式の発行済株式数（千株）	-	185,013
普通株式の自己株式数（千株）	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（千株）	-	185,013

（注）当事業年度より、1株当たり純資産額の算定上の基礎を記載しております。

2 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

項目	第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
当期純利益（百万円）	8,012	1,693
普通株式に係る当期純利益（百万円）	8,012	1,693
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式の期中平均株式数（千株）	184,023	184,790
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成16年度ストックオプション(1) 6,000,000株、平成16年度ストックオプション(2) 6,000,000株、平成16年度ストックオプション(3) 6,000,000株、平成17年度ストックオプション3,140,000株、平成18年度ストックオプション1,470,000株、平成19年度ストックオプション(1) 4,140,000株、平成19年度ストックオプション(2) 30,000株。	平成16年度ストックオプション(1) 6,000,000株、平成16年度ストックオプション(2) 6,000,000株、平成16年度ストックオプション(3) 5,330,000株、平成17年度ストックオプション2,840,000株、平成18年度ストックオプション1,320,000株、平成19年度ストックオプション(1) 3,610,000株、平成19年度ストックオプション(2) 30,000株。

（重要な後発事象）

第49期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 新株発行に対する払込

当社は、平成20年6月9日開催の定時株主総会及び同日開催の取締役会にて、965,000株の第三者割当による当社普通株式の発行を決議いたしました。決済金額は期日に払込まれております。

割当先	日興アセットマネジメント社員持株会
発行価額	1株につき金239円
資本組入額	1株につき金119円50銭
払込期日	平成20年6月23日

第50期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 投資有価証券の繰上償還

当社が投資有価証券として保有しているグローバルコレクション（隔月分配型）（121百万円 当事業年度末現在）が平成21年5月14日に繰上償還されることを、平成21年5月11日に金融庁に届出ております。

1. 当社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第51期中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

中間財務諸表等

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

第51期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)		
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	21,422	
未収委託者報酬	6,134	
未収収益	900	
立替金	1,211	
繰延税金資産	973	
その他	2	450
流動資産合計	31,093	
固定資産		
有形固定資産	1	497
無形固定資産	81	
投資その他の資産		
投資有価証券	11,054	
関係会社株式	7,719	
長期差入保証金	1,044	
繰延税金資産	1,080	
その他	60	
子会社投資損失引当金	576	
投資その他の資産合計	20,382	
固定資産合計	20,961	
資産合計	52,054	

(単位：百万円)

第51期中間会計期間末
(平成21年9月30日現在)

負債の部

流動負債

未払金	3,389
未払費用	4,148
未払法人税等	598
未払消費税等	123
賞与引当金	1,336
役員賞与引当金	110
その他	230
流動負債合計	9,937

固定負債

退職給付引当金	678
その他	102
固定負債合計	781

負債合計	10,718
------	--------

純資産の部

株主資本

資本金	16,403
資本剰余金	
資本準備金	4,272
その他資本剰余金	4
資本剰余金合計	4,277

利益剰余金

その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	20,576
利益剰余金合計	20,576

株主資本合計	41,256
--------	--------

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	79
評価・換算差額等合計	79

純資産合計	41,335
-------	--------

負債純資産合計	52,054
---------	--------

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

第51期中間会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)		
営業収益		
委託者報酬		24,168
その他営業収益		1,347
営業収益合計		25,515
営業費用及び一般管理費	1	24,429
営業利益		1,085
営業外収益	2	855
営業外費用	3	307
経常利益		1,633
特別利益	4	1
特別損失	5	41
税引前中間純利益		1,593
法人税、住民税及び事業税		573
法人税等調整額		46
中間純利益		1,065

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

		第51期中間会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)
株主資本		
資本金		
前期末残高		16,403
当中間期末残高		<u>16,403</u>
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高		4,272
当中間期末残高		<u>4,272</u>
その他資本剰余金		
前期末残高		4
当中間期末残高		<u>4</u>
資本剰余金合計		
前期末残高		4,277
当中間期末残高		<u>4,277</u>
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高		20,593
当中間期変動額		
剰余金の配当		1,082
中間純利益		<u>1,065</u>
当中間期変動額合計		<u>16</u>
当中間期末残高		<u>20,576</u>
利益剰余金合計		
前期末残高		20,593
当中間期変動額		
剰余金の配当		1,082
中間純利益		<u>1,065</u>
当中間期変動額合計		<u>16</u>
当中間期末残高		<u>20,576</u>
株主資本合計		
前期末残高		41,273
当中間期変動額		
剰余金の配当		1,082
中間純利益		<u>1,065</u>
当中間期変動額合計		<u>16</u>
当中間期末残高		<u>41,256</u>
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高		26
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）		<u>106</u>
当中間期変動額合計		<u>106</u>
当中間期末残高		<u>79</u>

評価・換算差額等合計	
前期末残高	26
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	<u>106</u>
当中間期変動額合計	<u>106</u>
当中間期末残高	<u>79</u>
純資産合計	
前期末残高	41,246
当中間期変動額	
剰余金の配当	1,082
中間純利益	1,065
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	<u>106</u>
当中間期変動額合計	<u>89</u>
当中間期末残高	<u>41,335</u>

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	第51期中間会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)
1 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、 売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 (2) 無形固定資産 定額法によっております。但し、ソフトウェア (自社利用分)については、社内における利用可 能期間(5年)に基づく定額法によっております。
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支給見込額に基づき、当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支給見込額に基づき、当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)で按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。 (4) 子会社投資損失引当金 子会社株式の実質価額の低下による損失に備えて、純資産価額等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
4 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理について 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

第51期中間会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)
該当事項はありません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第51期中間会計期間末 (平成21年 9 月30日現在)
1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,292百万円 2. 信託資産 その他流動資産のうち30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、日興シティ信託銀行株式会社に信託しております。 3. 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Limited がロンドンウォール リミテッド パートナースhipに支払うオフィス賃借料等の債務49百万円に対して保証を行っております。

(中間損益計算書関係)

第51期中間会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	163 百万円
無形固定資産	14 百万円
2 営業外収益のうち主要なもの	
受取利息	0 百万円
受取配当金	713 百万円
時効成立分配金・償還金	15 百万円
有価証券償還益	13 百万円
中間納付法人税等還付加算金	110 百万円
3 営業外費用のうち主要なもの	
支払利息	5 百万円
時効成立後支払分配金・償還金	46 百万円
弁護士報酬等	30 百万円
為替差損	60 百万円
支払源泉所得税	71 百万円
4 特別利益のうち主要なもの	
投資有価証券売却益	1 百万円
5 特別損失のうち主要なもの	
投資有価証券売却損	12 百万円
割増退職金	28 百万円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第51期中間会計期間（自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	185,012,500	—	—	185,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計 期間末残高 (百万円)
		前事業年度末	当中間会計期 間増加	当中間会計期 間減少	当中間会計期間 末	
平成16年度ストックオプション (1)	普通株式	6,000,000	-	-	6,000,000	-
平成16年度ストックオプション (2)	普通株式	6,000,000	-	-	6,000,000	-
平成16年度ストックオプション (3)	普通株式	5,330,000	-	90,000	5,240,000	-
平成17年度ストックオプション	普通株式	2,840,000	-	160,000	2,680,000	-
平成18年度ストックオプション	普通株式	1,320,000	-	-	1,320,000	-
平成19年度ストックオプション (1)	普通株式	3,610,000	-	40,000	3,570,000	-
平成19年度ストックオプション (2)	普通株式	30,000	-	-	30,000	-
合計		25,130,000	-	290,000	24,840,000	-

（注）1．平成16年度ストックオプション（1）及び平成16年度ストックオプション（2）は、権利行使期間の初日が到来しております。

2．平成16年度ストックオプション（3）、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション、平成19年度ストックオプション（1）及び平成19年度ストックオプション（2）は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3．平成16年度ストックオプション（3）、平成17年度ストックオプション及び平成19年度ストックオプション（1）の減少は、新株予約権の消滅によるものであります。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月30日 取締役会	普通株式	1,082	5.85	平成21年3月31日	平成21年6月30日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第51期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	該当事項はありません。
2. オペレーティング・リース取引	
未経過リース料	
1年内	906 百万円
1年超	488 百万円
合計	1,395 百万円

(有価証券関係)

第51期中間会計期間末（平成21年9月30日現在）

1 その他有価証券で時価のあるもの

区 分	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
株式	7	18	11
その他	10,765	10,888	122
合 計	10,772	10,906	134

(注) 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当中間会計期間末においては該当ございません。

2 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区 分	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	500	669	168
合 計	500	669	168

3 時価評価されていない主な有価証券の内容

区 分	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	3,748
関連会社株式	2,892
その他有価証券	
非上場株式	97
その他	50

(持分法損益等)

第51期中間会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)	
(1) 関連会社に対する投資の金額	2,892
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	4,307
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	683

(スtockオプション等関係)

第51期中間会計期間(自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

第51期中間会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	
1 株当たり純資産額	223円42銭
1 株当たり中間純利益	5円75銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、新株予約権の残高はありますが、非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので希薄化効果を算定できないため、記載しておりません。	

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	第51期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額 (百万円)	41,335
普通株式に係る純資産額(百万円)	41,335
差額の主な内訳(百万円) 新株予約権	-
普通株式の発行済株式数(千株)	185,013
普通株式の自己株式数(千株)	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(千株)	185,013

2 1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定上の基礎

	第51期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
中間純利益(百万円)	1,065
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式に係る中間純利益(百万円)	1,065
普通株式の期中平均株式数(千株)	185,013
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり中間純利益の算定に含まれな かった潜在株式の概要	平成16年度ストックオプション(1) 6,000,000株 平成16年度ストックオプション(2) 6,000,000株 平成16年度ストックオプション(3) 5,240,000株 平成17年度ストックオプション 2,680,000株 平成18年度ストックオプション 1,320,000株 平成19年度ストックオプション(1) 3,570,000株 平成19年度ストックオプション(2) 30,000株

(重要な後発事象)

第51期中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

住友信託銀行株式会社は、平成21年10月1日に当社取締役から取得した新株予約権を同日行使しました。行使価額は同日払込まれ、当社は12,000,000株の当社普通株式を発行いたしました。

割当先	住友信託銀行株式会社
発行価額	1株につき金159円
資本組入額	1株につき金 80円

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）、（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（３）、（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (平成21年3月末現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（平成21年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成21年3月末現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
平成21年4月28日	臨時報告書
平成21年7月13日	有価証券報告書
平成21年7月13日	有価証券届出書
平成21年7月30日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成21年5月20日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員

公認会計士 柴 毅

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・カレンシー・ファンド（毎月決算型）の平成20年10月15日から平成21年4月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル・カレンシー・ファンド（毎月決算型）の平成21年4月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年11月18日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 佐々木 貴 司
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 和 田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・カレンシー・ファンド（毎月決算型）の平成21年4月14日から平成21年10月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル・カレンシー・ファンド（毎月決算型）の平成21年10月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月23日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 鳥 飼 裕 一
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月19日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 辻 村 和 之
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にある。当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月16日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士 佐々木 貴 司

指定社員
業務執行社員

公認会計士 辻 村 和 之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第51期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。